

令和8年6月9日

大都市制度・行財政改革特別委員会

企画調整部 企画課  
財務部 財政課  
財務部 税務総務課

## 令和9年度国の施策及び予算に関する提案(通称「白本」)について

### ◆ 配付資料

- 資料1：「白本」提案項目
- 資料2：「白本」提案項目の前年度からの変更点
- 資料3：「白本」提案項目の詳細説明
- 資料4：「白本」要請活動フローチャート
- 資料5：令和8年度国の施策及び予算に関する調
- 依頼文：国の施策及び予算に関する提案について



## 「白本」提案項目

## 令和 8 年度提案項目

<財政・大都市制度関係>
1 地方交付税の必要額の確保
2 物価高への対応に要する財政措置等
3 多様な大都市制度の早期実現

<個別行政分野関係>
4 こども・子育て支援の充実
5 インフラ施設の老朽化対策及び防災・減災対策による国土強靱化の推進
6 持続可能な学校体制づくり
7 脱炭素社会の実現
8 義務教育施設等の整備促進
9 基幹業務システムの統一・標準化の課題の解決
10 下水道事業における国土強靱化のための財源の確保
11 地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大

## 令和 9 年度提案項目

<財政・大都市制度関係>
1 地方交付税の必要額の確保
2 物価高への対応に要する財政措置等
3 多様な大都市制度の早期実現

<個別行政分野関係>
4 「こども未来戦略」を踏まえたこども・子育て支援の充実
5 インフラ施設の老朽化対策及び防災・減災対策による国土強靱化の推進
9 持続可能な学校体制づくり
8 脱炭素社会の実現
7 義務教育施設等の整備促進
11 基幹業務システムの統一・標準化の課題の解決
10 地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大
6 中学校を含めた給食費無償化の制度化及び安定的な財源確保



## 「白本」提案項目の前年度からの変更点

<財政・大都市制度関係>	<前年度からの変更点など>
1 地方交付税の必要額の確保	継続
2 物価高への対応に要する財政措置等	継続
3 多様な大都市制度の早期実現	継続 ※次期地方制度調査会に特別市の法制化を含めた大都市制度の調査審議を諮問することが実現により削除

<個別行政分野関係>	<前年度からの変更点など>
4 「こども未来戦略」を踏まえたこども・子育て支援の充実	継続 ※「保育所等の公定価格の加算の要件緩和や外国にルーツをもつこども等とのコミュニケーションを取るための支援に係る財政措置の拡充」、「放課後児童クラブの運営費に対する国負担割合の見直し」を記載
5 インフラ施設の老朽化対策及び防災・減災対策による国土強靱化の推進	継続 ※「緊急自然災害防止対策事業債」や「緊急防災・減災事業債」、「緊急浚渫推進事業債」の恒久化等、安定的で継続的な財政措置について記載
6 中学校を含めた給食費無償化の制度化及び安定的な財源確保	新規
7 義務教育施設等の整備促進	継続 ※学校施設整備推進のための補助要件の緩和、学校施設環境改善交付金の入札不調による事業執行を見送った場合の次年度以降の採択等について記載 ※「緊急防災・減災事業債」の恒久的な制度化について記載
8 脱炭素社会の実現	継続 ※地域脱炭素推進交付金の後継補助事業の創設や、太陽光パネルのリユース・リサイクル促進に向けた支援等について追加
9 持続可能な学校体制づくり	継続 ※幼稚園教育職員の処遇改善について記載 ※中学校35人学級編制の実施における教職員定数の充実について記載 ※フリースクール等の利用支援の拡充等について記載
10 地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大	継続 ※補助対象となるフィーダー系統に接続する系統を補助対象とすることについて記載 ※交通不便地域の指定に係る距離条件の緩和について追加
11 基幹業務システムの統一・標準化の課題の解決	継続 ※国がシステム統一・標準化の効果検証を行うとともに工程を明確化することについて追加 ※制度改正等に伴う標準仕様書の改定にあたり、準備期間確保と早期周知を徹底することや経費の増分への財政措置を追加



## 「白本」提案項目の詳細説明

<財政・大都市制度関係>

## 1 地方交付税の必要額の確保

大都市特有の財政需要に加えて、防災・減災、国土強靱化のほか、こども・子育て政策の強化、人件費の増加、物価や賃金の上昇の影響を受けるものなど様々な財政需要を抱えていることから、今後も臨時財政対策債に頼ることなく、法定率の引上げなどにより、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な地方交付税総額を確保すること。

### 【要請の背景】

地方交付税は地方の固有財源であり、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつ。

指定都市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる都市インフラの整備など、大都市特有の財政需要に加えて、激甚化・頻発化する自然災害への対応やインフラ老朽化対策等の防災・減災、国土強靱化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、団塊の世代が後期高齢者となることに伴う医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組等に係る様々な財政需要を抱えているものの、財政措置は十分ではない。

また、令和8年度地方財政計画の歳出において、ごみ収集や学校給食などのサービス・施設管理等の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における自治体のコスト増への対応として5,850億円が増額計上された。また、令和8年度の地方公務員の給与改定の備えとして4,000億円、いわゆる教育無償化に係る地方負担3,552億円が道府県を通じて計上されたが、物価高の状況によっては、様々な行政経費の更なる増大が懸念されるところである。さらに、人件費については、教職調整額の見直しを含め、引き続き対応が求められることが想定される。

なお、臨時財政対策債については、平成13年度の制度開始以来、指定都市へ相対的に多く配分されてきており、市債残高削減の支障となっている。令和8年度は令和7年度に引き続き、新規発行額がゼロとなったものの、制度の廃止には至っていない。

### 【地方交付税の状況】

	平成15年度 決定額	令和7年度 決定額	増減額	増減率
全国総額	18兆 693 億円	20兆 2,676 億円 (20兆 388 億円)	2兆 1,983 億円 (1兆 9,695 億円)	12.2% (10.9%)
市町村分	8兆 908 億円	10兆 2,501 億円 (10兆 1,517 億円)	2兆 1,593 億円 (2兆 609 億円)	26.7% (25.5%)
指定都市総額	9,433 億円	1兆 1,741 億円 (1兆 1,520 億円)	2,308 億円 (2,087 億円)	24.5% (22.1%)

注1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。

注2 地方交付税(全国総額・指定都市総額)のうち、令和7年度決定額には震災復興に係る特別交付税を含まない。

注3 ( )内は臨時財政対策債償還基金費を除いた場合の金額等

## 2 物価高への対応に要する財政措置等

長期化する物価高により厳しい状況にある市民生活・地域経済への対応として、エネルギー価格上昇への対策なども含め、国の責任において万全を期すとともに、国庫補助負担金の算定基礎において時機を逃さず適切に物価上昇分を反映すること。

また、地方向け交付金を措置する場合は、財政力にかかわらず必要額を措置すること。

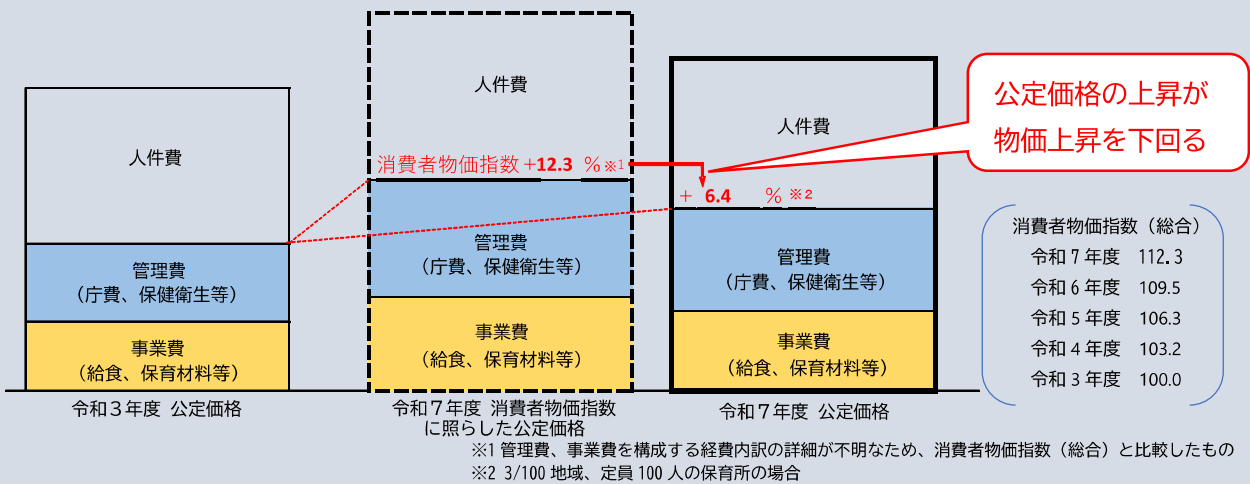
### 【要請の背景】

国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品価格等の上昇が続き、全国における令和7年度の消費者物価指数（総合指数の平均/令和2年基準）は112.3で、令和3年度に比べ12.3%上昇しており、実質賃金が安定的にプラス水準に到達したとはいえない中、市民生活・地域経済への深刻な影響が長期化している。

こうした状況の中、保育所運営費をはじめ、物価高の影響を受ける国庫補助負担金の算定基礎において、物価の上昇分が十分に反映されていないものと考えられ、これまでは、地方向け交付金を活用し、この保育所運営や給食費の増嵩分に対する支援など、地域の実情に応じて対応してきた。

今後も、国際情勢の影響等を受け、更なる物価高が継続することが懸念されるため、国の責任において、電気・ガス料金等エネルギー価格の上昇などの対策も含め、万全を期すとともに、国庫補助負担金の算定基礎において時機を逃さず適切に物価上昇分を反映させるほか、地方向け交付金の措置を行う場合は、財政力によって調整を行わず必要額を措置することが求められる。

### ■ 国庫補助負担金の算定基礎に物価上昇分の反映が不足していると考えられる例：保育所運営費



### ■ 重点支援地方交付金(推奨事業メニュー分)の状況

区分	全国	市町村 A		割合 B/A
		指定都市 B		
交付限度額	4兆5,000億円	2兆2,250億円	3,769億円	17%
人口	1億2,614万6,099人	2,779万9,054人		22%
事業所数	506万494事業所	124万2,038事業所		25%

【推奨事業メニュー】

医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、消費下支え等を通じた生活者支援などの8項目

人口・事業所数の全国シェアに対し、指定都市は交付金の全国シェアが低い

注1 交付限度額は、令和4年9月20日、令和5年3月29日、令和5年11月29日、令和6年12月17日、令和7年5月27日及び令和7年12月16日通知分の合計額である。

2 人口は令和2年国勢調査による数値である。

3 事業所数は令和6年経済センサス基礎調査による民間事業所数である。

### 3 多様な大都市制度の早期実現

第34次地方制度調査会における大都市制度に関する議論の進捗に即して、国においても指定都市の意見を踏まえて更なる検討を進め、特別市の法制化を含む多様な大都市制度を早期に実現すること。

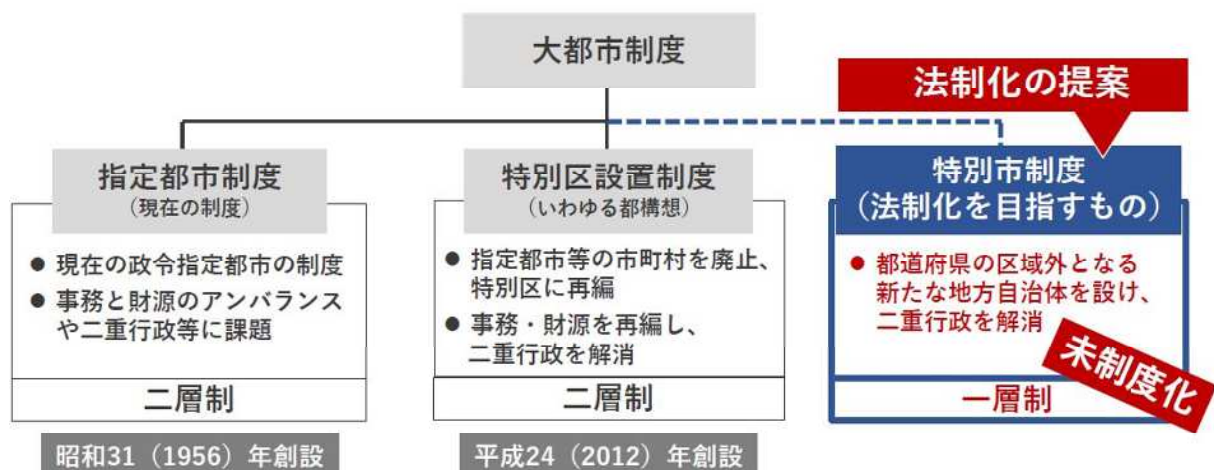
#### 【要請の背景】

急速に進む人口減少や東京都への一極集中といった時代の危機を乗り越え、我が国が持続可能な社会と更なる成長を実現するためには、大都市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用し、地域や圏域の状況に応じて、大都市が圏域の核となって基礎自治体間による水平連携の取組を強化し、圏域全体の活性化を促す必要がある。

また、今後も地方自治体が行政サービスを安定的に提供し続けるためには、これまでの発想を転換し、長年にわたり変わらない都道府県と市町村による画一的な二層制からの脱却など、効率的かつ効果的な地方行政体制を確立しなければならない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域や圏域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有している。各指定都市がその役割を最大限に果たすためには、道府県からの事務・権限・税財源の移譲を積極的に進めることはもとより、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、指定都市制度、特別区設置制度以外の新たな大都市制度である特別市を早期に法制化することが必要である。

本年1月に立ち上げられた第34次地方制度調査会においては、「国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める」との諮問に基づき、大都市制度に関する具体的な議論も進められているところであるが、今後、国においても指定都市の意見を踏まえて更なる検討を進め、特別市の法制化を含む多様な大都市制度を早期に実現すべきである。



地域の実情に応じて  
ふさわしい大都市制度を選択できるようにすべき

**<個別行政分野関係>**

#### 4 「こども未来戦略」を踏まえたこども・子育て支援の充実

- (1) 「こども未来戦略」に掲げる施策の継続に当たっては、地方自治体に新たな財政負担や人的負担がないよう、国において恒久的な財源を確保すること。
- (2) こども医療費や不妊治療費に係る助成、保育所等の利用者負担額の軽減策等の地方自治体独自施策について、国による統一的な制度の創設や支援の拡充等に取り組むこと。また、保育所等の職員の処遇改善や人材確保のほか、地域区分の適切な設定を含めた公定価格の引上げや加算の要件緩和、施設整備補助の事業費確保や補助率の嵩上げ、医療的ケア児等の受入促進及び対応や、外国にルーツをもつこども等とより迅速かつ正確なコミュニケーションを取るための支援に係る財政措置の拡充等を図ること。さらに、放課後児童クラブの運営費に対する国負担割合を見直すほか、放課後児童支援員の処遇改善、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営の推進に係る財政措置の拡充等を図ること。
- (3) 乳児等通園支援事業については、事業者の採算性確保に必要な財政措置や保育人材の確保策を講ずるとともに、各地方自治体の実情に沿った柔軟な運用が可能となるよう改善を図ること。

#### 【要請の背景】

- (1) 「こども未来戦略」の加速化プランに掲げられた各施策を持続的・安定的に推進するため、国において指定都市の意見を踏まえ、恒久的な財源を確保すべきである。
- (2) 地方自治体が独自に行うこども医療費やひとり親家庭医療費、不妊治療費等への助成について、国は地方自治体と議論し、統一的な制度を創設すべきであるほか、保育所・幼稚園等の利用者負担額軽減についても統一的な拡充や再構築を行う必要がある。また、安定的に保育人材が確保できるよう、処遇改善等加算の更なる拡充や人材確保策に対する財政措置が必要であり、幼児期の教育・保育、子育て支援の充実のため、公定価格において物価高騰の影響反映や地域区分の適切な設定による引上げ、1歳児配置改善加算の要件緩和を図るほか、施設老朽化に伴う改築等への補助事業費の確保や補助率の嵩上げ、医療的ケア児や配慮を要するこどもの受入促進及び対応、外国にルーツをもつこども及び保護者とより迅速かつ正確なコミュニケーションをとるための支援に係る財政措置の拡充等を行う必要がある。さらに、放課後児童クラブ運営費の国負担割合の見直しで、補助基準額を引き上げ保護者負担を軽減するとともに、支援員の処遇改善等や施設整備補助の補助率の嵩上げを図るほか、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営の推進には、人材及び活動場所の確保及び、安定的・継続的な実施に必要な財政措置を講ずるべきである。
- (3) 乳児等通園支援事業については、持続的かつ需要に対応可能な事業とすべく、事業者の採算性確保のための財政措置を講ずるとともに、保育人材が今まで以上に必要となることから、その確保策については、国が主体となって更なる対策を講ずる必要がある。また、利用時間の上限設定などの具体的な実施内容については、各地方自治体が柔軟に運用できるよう改善すべきである。

こどもを取り巻く様々な課題・問題を解消するため、国による財政措置・制度の充実等が必要

目指す姿

こどもと子育て家庭にやさしい社会の構築

国への要望

- ・ 保育人材の確保対策のほか、こども・子育て支援制度の充実
- ・ 放課後等のこどもの居場所の確保対策
- ・ 子育て家庭の負担軽減などのための統一的な制度の創設や拡充

課題・問題

- ・ 増加する共働き家庭への支援
- ・ 子育ての負担が大きい
- ・ 放課後児童支援員の不足
- ・ 配慮を必要とする児童の増加
- ・ 保育士等の不足

ほか

## 5 インフラ施設の老朽化対策及び防災・減災対策による国土強靱化の推進

- (1) インフラ施設の予防保全型の維持管理のため、点検、修繕、改築・更新等を効率的かつ着実に進めるための重点的な支援を講ずること。
- (2) 気候変動により激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する大規模地震に対応するため、防災・減災対策に重点的な支援を講ずること。

### 【要請の背景】

(1) 高度経済成長期以降に集中的に建設された道路・河川・上下水道等のインフラ施設の多くは老朽化が進行しており、適切な維持管理や更新が不可欠となっている。令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、人命が失われるとともに、市民生活や企業活動に重大な影響を及ぼしており、特に人口や都市機能が集中する指定都市では、事故を未然に防止する視点から予防保全型の維持管理を進めることが急務である。資材価格や人件費の上昇により事業費が増大する中、効率的かつ着実に老朽化対策を行うためには、継続的な国からの財政措置や新技術の活用が不可欠である。このため、要件の緩和などによる制度の拡充や、令和8年度末までの時限措置となっている「公共施設等適正管理推進事業債」の事業期間の延長、予防保全型の修繕や改築・更新のための財政措置、コスト低減や事業の早期完了に資する新技術や新たな事業手法の導入に向けた技術的支援を行う必要がある。

(2) 近年、気候変動により激甚化・頻発化する気象災害や大規模地震などの自然災害により、全国各地で甚大な被害が発生している。特に指定都市では、自然災害が発生すると多くの市民の生命・財産が脅かされ、社会経済活動にも深刻な影響が及ぶ。このため、河川整備や下水道浸水対策による流域治水をはじめ、橋梁などのインフラ施設の耐震化や道路斜面对策、道路ネットワークの機能強化、緊急輸送道路等における無電柱化等の防災・減災対策の推進が急務である。これらの対策を着実に実施するためには、防災・安全交付金などの財政支援の充実、「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急防災・減災事業債」、「緊急浚渫推進事業債」の恒久化等、安定的で継続的な財政措置を講ずるべきである。

(1) (2) の取組をより確実に推進するため、法定計画として策定された「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、必要な財源の安定的で継続的な確保や技術的支援を求める。

図1:インフラ施設の建設後50年以上の割合

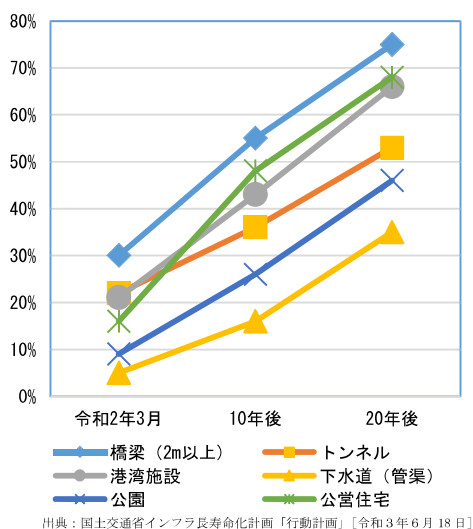
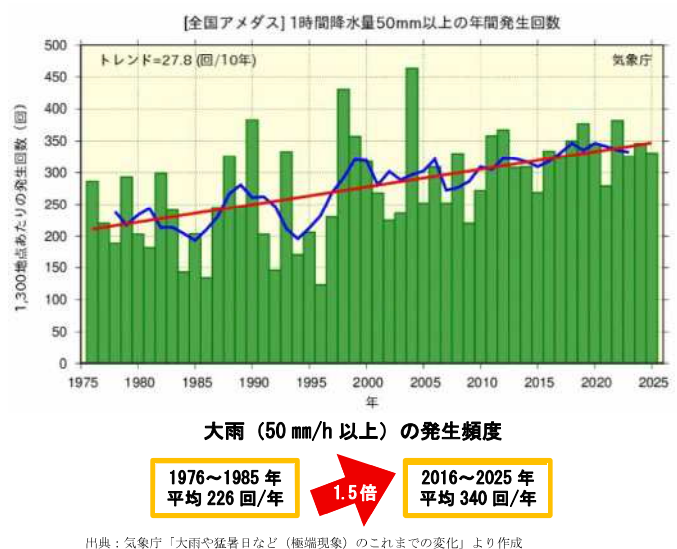


図2:気候変動による大雨発生頻度

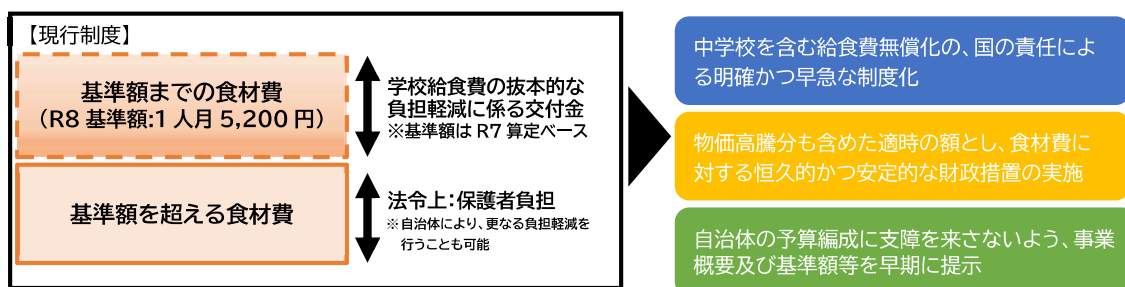


## 6 中学校を含めた給食費無償化の制度化及び安定的な財源確保

- (1) 中学校を含めた給食費無償化について、国の責任において明確かつ早急に制度化（法改正）し、十分に安定的な財政措置を講ずること。
- (2) 無償化制度が構築されるまでの間、食材費と国の基準額に差額が生ずることのないよう、物価高騰分も含めて適時の額とし、各地方自治体の実情も踏まえ、恒久的かつ安定的な財政措置を講ずること。
- (3) 事業概要及び基準額等については、地方自治体の予算編成に支障を来すことのないよう早期に示すこと。

### 【要請の背景】

- (1) 国は令和8年4月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を開始しており、義務教育段階における保護者負担の軽減を国策として推進する方向性が示されている。学校給食は学校給食法に基づく教育活動の一環であり、教育条件の均衡を確保する観点からも9年間を通じた義務教育の一体性を踏まえた制度設計が不可欠である。しかし、小学校のみを対象とする現行制度では、中学校との間で同じ義務教育でありながら保護者負担の額に格差が生ずる。また、法改正を行わず地方自治体への予算補助で食材費相当額を支援する方式では、地方自治体の財政力によって給食費無償化の可否が左右され、教育の機会均等が損なわれることに加え、地域間格差の拡大も懸念される。このため、国において給食費無償化を制度化（法改正）することにより、明確かつ恒久的な仕組みとして早急に位置付け、小学校及び中学校の給食費について、いずれにおいても十分に安定的な財政措置を講ずるべきである。
- (2) 指定都市は人口・児童生徒数が集中しているため、各指定都市が負担する経費は極めて大きい。加えて、米や牛乳などの食材費が近年大幅に上昇しており、提供食数の多い指定都市ほど物価変動の影響を強く受ける。国が示す「学校給食費の抜本的な負担軽減」の基準額は、令和5年度を基準に約2年分の物価上昇率を反映した令和7年度ベースで算定されており、全指定都市の令和8年度の食材費見込額を下回っている。このため、学校給食法が改正され、無償化制度が構築されるまでの間、当該負担軽減制度を運用するに当たっては、物価高騰の可能性を踏まえ、各地方自治体の必要食材費と国の基準額に差が生じないように、適正な額とするとともに、地域の実情を反映し、国の責任で恒久的かつ安定的な財政措置を講ずるべきである。
- (3) 令和8年度に創設された「学校給食費の抜本的な負担軽減」については、事業概要と基準額の提示が令和7年12月下旬となり、地方自治体の予算編成の検討期間等が不足した。国の基準額等は翌年度の方針決定に不可欠であり、地方自治体が判断するためには検討期間の確保が必要である。ついては、各地方自治体が翌年度予算を円滑に編成できるよう、事業概要及び基準額等を早期に提示するべきである。

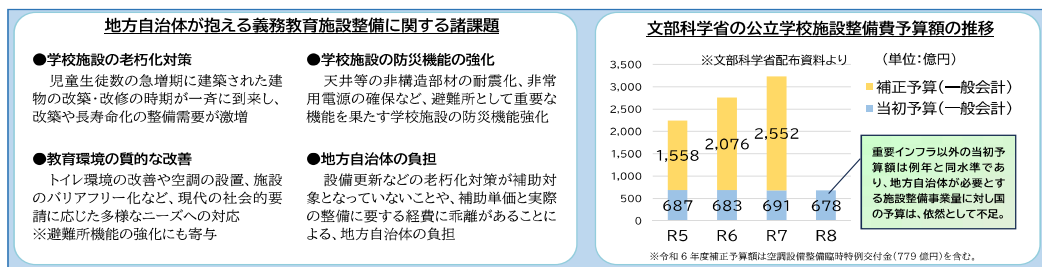


## 7 義務教育施設等の整備促進

- (1) 安全で良好な教育環境を確保し、計画的な学校施設整備推進のために必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を進めること。また、学校単位または事業単位で国費を活用できるよう補助要件の緩和を図ること。併せて、学校施設環境改善交付金については、多数の事業未採択が生じないように、事業年度当初に十分な財源を確保した上で全件を交付決定するとともに、入札不調により事業執行を見送った場合は、次年度以降採択すること。この他、併行事業への交付決定についても柔軟に対応すること。
- (2) 老朽化対策としての長寿命化改修等への対応が可能となるよう、補助要件の緩和や高校への補助拡充、補助単価の引上げ等、制度充実を図ること。
- (3) 空調設備整備事業の実施に必要な財源を確保するとともに、リースを活用した整備に対する補助の創設や、対象工事費上限額の更なる引上げ、緊急防災・減災事業債を恒久的な制度とするなど、制度の充実を図ること。

### 【要請の背景】

- (1) 安全で良好な教育環境を確保するため、学校施設整備に必要な事業量に見合う財政措置と事業採択時期の早期化が不可欠である。また、交付金決定時における工事箇所の指定を廃止し、学校単位等で国費を活用できるよう補助要件の緩和を図ること。あわせて、学校施設環境改善交付金について、多数の事業未採択が生じないように事業年度の当初予算で十分財源を確保した上で、全件を当初に交付決定するとともに、入札不調により事業執行を見送った場合は、次年度以降に採択されるよう要望する。加えて、本省繰越予算による交付の場合、次年度への繰越し等に柔軟に対応することが望ましい。この他、同一契約で複数の事業単位を実施する際は同時採択を基本とし、採択時期がずれた場合でも、先に採択された事業の内定後に契約が締結されている場合には、「内定前契約」と扱わない等、柔軟な運用とするべきである。
- (2) 老朽化対策としての改築事業や長寿命化改良事業、暑さ対策、バリアフリー化、照明のLED化、学校施設のZEB化、学校規模の適正化等で設備更新等の老朽化対策の単体工事を補助対象とする等の補助要件の緩和や屋外教育環境施設整備の補助時限撤廃、補助単価及び補助率の更なる引上げ等の制度充実及び高校への補助拡充等を図るべきである。
- (3) 空調設備整備事業について、教育環境の改善や防災機能強化に向け、必要財源を継続的に確保し、地域の実情等に応じた柔軟な対応のため、リース活用への補助創設等、事業の拡充を求める。また、体育館への空調設置は、断熱工事を含め多額の費用を要することから、地方自治体の財政負担軽減を図ることが重要である。



**安心安全な教育環境確保のため不可欠**

- ・継続的な財源の確保
- ・対象工事費の引上げ
- ・更なる制度の充実
- ・時限的な措置の撤廃

## 8 脱炭素社会の実現

- (1) 脱炭素社会の実現に向け、国が主導して省庁や所管業務の枠を越えた組織横断的な取組を講じることで地方自治体や企業等の取組を推進するため、地球温暖化対策を主目的としない事業であっても、地球温暖化対策に資する場合は、国が交付する補助金等の対象に加えるとともに、補助率引上げ等のインセンティブを付与するなど、財政支援を拡充すること。
- (2) 地域脱炭素推進交付金の後継補助事業を創設するほか、太陽光パネルのリユース・リサイクル促進に向けた支援等を通じて、指定都市の地域脱炭素化を引き続き後押ししていくこと。

### 【要請の背景】

2021年4月、国はカーボンニュートラルと統合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦し続けることを表明した。

また、2025年に改定した地球温暖化対策計画において、2026年度から2030年度までの5年間で、関係府省で連携して必要な施策の実行に取り組む実行集中期間として新たに位置付けたところである。

国民の約2割が居住し、産業が集積する指定都市は、地域の脱炭素化をけん引する役割を担っており、再生可能エネルギーをはじめとするCO<sub>2</sub>フリーエネルギーの導入拡大や徹底した省エネルギーの推進等が求められている。加えて、ペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池や水素エネルギーの普及に向けた取組を進めることも重要である。併せて、気候変動の影響への適応策に関する取組も、組織横断で展開する必要がある。

国においては、補助金等の財政支援について、例えば学校施設環境改善交付金等を活用した高い省エネ性能を持つ校舎建替え、高効率空調設備への更新や導入、教室等の断熱改修といった地球温暖化対策を主目的としないものの地球温暖化対策に資する事業に対し、補助対象事業の拡充や、補助率引上げ等のインセンティブ付与などにより、各種所管業務の枠を越えて、地方の地球温暖化対策を強力に後押しすべきである。また、地域脱炭素推進交付金の後継補助事業の創設により、指定都市の地域脱炭素化を引き続き後押しすることが重要である。さらに、再生可能エネルギー導入拡大において課題となる家庭用太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進するための仕組みづくりや事業環境の整備、財政支援等により、循環型社会の形成を通じた脱炭素社会の実現を目指すべきである。

2050年までの  
脱炭素社会の実現をめざす

「地域脱炭素ロードマップ」の策定（令和3年6月）  
「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（令和6年6月）  
「地球温暖化対策計画」の改定（令和7年2月）

### 脱炭素社会の実現に向けて必要な取組

～組織横断的に実施～



- 再生可能エネルギー及び水素等CO<sub>2</sub>フリーエネルギーの導入拡大
- 徹底した省エネルギーの推進
- 気候変動影響への適応策に関する取組



### 国に求める支援

○地球温暖化対策に資する取組に対し、  
インセンティブを付与するなど財政支援を拡充

地球温暖化対策を  
主目的としない事業

各分野の取組

財政支援  
拡充

各分野の取組

地球温暖化対策  
に資する場合、  
補助率引き上げ等  
の財政支援拡充

○地域脱炭素化への継続的な支援

- 地域脱炭素推進交付金の後継補助事業の創設
- 家庭用太陽光パネルのリユース・リサイクル促進  
に向けた支援など

CO<sub>2</sub>  
ゼロ!

脱炭素社会の実現

## 9 持続可能な学校体制づくり

- (1) 教職員の働き方改革に資する一層の財政措置を講ずること。
- (2) 教職員定数及び加配措置の更なる充実を図ること。
- (3) スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門職を教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。

### 【要請の背景】

- (1) 令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、人材確保の観点から、働き方改革の推進や教員の処遇改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずることとされた。これを受け、各地方自治体でも、教職調整額の段階的な引上げ等の処遇改善を実施している。しかし、幼稚園教育職員については、保育所及び幼保連携型認定こども園職員との均衡を理由に処遇改善が見送られており、他校種との均衡を踏まえた見直しが必要な状況である。教職員不足の解消には、これらの処遇改善を進めるとともに、引き続き実態に即した制度改正を行い、学校や教職員が担う業務の適正化を推進することが重要である。また、部活動指導員や教員業務支援員、スクールロイヤー等の配置拡大や補助基準額引上げ等、教職員の負担軽減・働き方改革の推進に係る取組を各地方自治体が進められるよう財政措置を講ずるべきである。
- (2) 教職員定数の更なる改善策として、小学校における教科担任制の推進については、学年担任制をはじめ学校事情に応じて柔軟かつ恒常的に実施できる体制となるよう、対象教科・学年の拡大や資格要件の緩和を行う必要がある。また、中学校35人学級編制の実施にあたっては、他の加配から振替えを行わずに進められたい。さらに、特別支援学校や特別支援学級については、よりきめ細かな教育を推進していけるよう、学級編制の標準を見直すべきである。加えて、こども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の拡充のため、新たに理学療法士や医療的ケア看護職員等専門職にかかる定数措置、養護教諭や学校事務職員の全校複数配置、栄養教諭等の抜本的な定数改善、いじめや不登校対応に係る加配定数の拡充等を求めるとともに、校内外の教育支援センターにおける指導体制確保のための財政措置を講ずるべきである。
- (3) 不登校児童生徒の支援やいじめへの対応等を丁寧に行う上で、常勤のSCやSSW等の専門職は不可欠であり、教職員定数として算定し国庫負担金の対象として位置付けるべきである。また、校内教育支援センター支援員配置事業の補助年限を撤廃するとともに、不登校児童生徒が経済的理由でフリースクール等の民間施設で学ぶ機会を失うことがないように、経済的支援制度構築と財政措置を講ずるべきである。

#### 財政措置の拡充

- ・教職調整額の引上げ等の「教師の処遇改善」の着実な実施
- ・部活動指導員や教員業務支援員、スクールロイヤー等の配置拡大や補助基準額の引上げ、フリースクール等の利用支援の拡充等
- ・校内教育支援センター支援員配置事業の補助年限を撤廃

#### 教職員定数の充実

- ・小学校の教科担任制の更なる充実 ・特別支援学校定数配置基準見直し
- ・他の加配からの振り替えによらない中学校35人学級の実現
- ・専門人材(理学療法士や医療的ケア看護職員等)の配置拡充
- ・養護教諭や学校事務職員の全校複数配置 ・栄養教諭等の定数改善
- ・いじめや不登校対応に係る加配定数の拡充
- ・校内外の教育支援センターにおける指導体制確保のための財政措置

#### 国庫負担金の対象拡大

- ・常勤のSCやSSW等の専門職の国庫負担金対象化

## 10 地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大

- (1) 地域公共交通を支えるバス路線の運行維持のために、指定都市内のフィーダー系統にも国の支援が行き渡るよう補助対象を拡大するとともに、算定基準の見直しを行うこと。また、補助対象となるフィーダー系統に接続する系統についても補助対象とすること。
- (2) バス運転者確保に向けた取組に関する国の支援を拡大し、地方自治体等が実施する取組も支援対象とするとともに、運転者確保に向けた取組に要する経費に係る特別交付税措置を拡大すること。
- (3) フィーダー系統補助活用にあたり地方運輸局長等が指定する交通不便地域に関して、距離条件を緩和すること。

### 【要請の背景】

(1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金における地域内フィーダー系統補助金は、原則として指定都市内のフィーダー系統が補助対象外とされているが、地域公共交通利便増進実施計画の有無に関わらず、指定都市内系統も補助対象とすべきである。また、補助上限額が交通不便地域人口を基に算定され、実際のカバー圏域の人口と乖離していることから、実利用圏域人口に基づく算定に是正するとともに、運行事業者の費用と標準経常費用の乖離が大きく、その差額が事業者の負担になっていることから標準経常費用の見直しを行うべきである。

また、バス路線は、他の公共交通の結節点へ接続することにより、一体となった交通体系を形成し、住民の移動確保にあたっている。補助対象のフィーダー系統に接続するラストワンマイルの交通インフラも移動手段として確保することで、初めて当該系統の効果が十分に発現されるため、補助対象を拡大すべきである。

(2) バス事業者は国の補助制度を活用しながら運転者の待遇改善や新規採用に重点的に取り組んでいるが、今後一層、運転者不足による減便・路線廃止が想定されている。については、バス事業者が実施する運転者確保に向けた取組に関する国の支援を継続・拡充することに加え、地方自治体が実施する運転者確保に向けた取組に係る経費を特別交付税の算定項目に含めるべきである。

(3) 地域内フィーダー系統補助金において地方運輸局長等が指定する交通不便地域は、「半径1km以内にバスの停留所、鉄軌道駅、(略)が存しない集落、市街地」として距離条件が設けられている。当該指定に係る審査では、地域特性に応じた対応がされているものの、これら特性に関わらず高齢者の1kmの徒歩移動は困難な場合がある。更なる高齢化に備え、当該距離の妥当性を検証し、必要に応じた見直しを行うべきである。

#### バス事業を取り巻く主な課題

- ・ 人件費・燃料費等の高騰による運行経費の増大
- ・ 運転者不足の深刻化
- ・ 指定都市内系統に対する国の支援制度が限定的であるなかでの、地方自治体独自の財政支援の負担

#### 必要な取組

国や地方自治体による持続的な財政支援の実施

#### 国に求める支援

- ・ 指定都市内のフィーダー系統への補助対象を接続系統を含めて拡大するとともに、算定基準を見直すこと
- ・ バス運転者確保に係る国の支援の拡大とともに、特別交付税措置を拡充すること
- ・ 交通不便地域の指定に係る距離要件を緩和すること

バス路線の安定的な  
運行の実現

## 1.1 基幹業務システムの統一・標準化の課題の解決

- (1) 国が示す標準化・ガバメントクラウドの活用意義である「地方自治体の人的負担・財政的負担の軽減」、「住民サービスの向上」、「新たなサービスの迅速な展開」に資する環境の実現に向けて、国がシステム統一・標準化の効果検証を行うとともに、工程を明確化すること。
- (2) 全てのシステムが標準準拠システムへの移行を完了するまでに必要となる経費に加え、標準化に伴い対応が必要となる事業の一切の経費を国費で確実に措置すること。また、ガバメントクラウド利用料等の運用経費については、各地方自治体の実態を的確に反映した財政措置と恒常的支援を講じ、地方自治体の負担が標準化移行前の水準を上回らないようにすること。
- (3) 制度所管省庁は、制度改正等に伴う標準仕様書の改定にあたり、地方公共団体情報システム標準化基本方針を遵守し、準備期間確保と早期周知を徹底すること。また、システム改修や運用経費の増分は国費で確実に措置するとともに、特定移行支援システムにも十分配慮すること。

### 【要請の背景】

- (1) 標準化とガバメントクラウドの活用は、人口減少や専門人材不足の中で、セキュリティ向上、災害対応力の強化、業務負担の軽減、住民サービスの向上等に不可欠との意義を踏まえ、国は効果検証の上、工程を明確化し、環境整備を加速すべきである。
- (2) 全指定都市が特定移行支援システムを抱える状況等を踏まえ、標準化と一体で再構築が必要な標準化対象外システムにかかる関連経費は、国費で確実に措置すべきである。運用面では、運用経費が高騰している状況を踏まえ、総合的な対策の取組を推進し、3割削減に向けた環境整備を早期に実現すべきである。加えて、標準化移行前の水準を上回る運用経費の増分については、各地方自治体の実態を的確に反映した、地方負担の生じない財政措置を講ずるとともに、ガバメントクラウド利用料について、上限設定などの柔軟な対応を検討し、負担を抑制する仕組みを恒常的に講ずるべきである。
- (3) 令和7年12月24日開催の「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係省庁会議（第6回）」では、標準仕様書改定ルールの徹底や、制度改正等に伴う標準準拠システムの改修や運用経費増分への適切な財源措置の必要性が改めて示された。各制度所管省庁はこれらの趣旨に沿い、統一的で実効性ある運用を徹底すべきである。





## 「白本」要請活動フローチャート

昭和47年から、翌年度の国家予算に関して指定都市共通の特に重要な事項について市長・議長の連名により、要請活動を実施しています。

従前は、各省庁の予算概算要求策定の段階(7月末)に関係各省庁及び政府与党へ要望を行うため、市長・議長会議を開催のうえ要望書を決定し、会議終了後に要望活動を行い、12月下旬等の大蔵原案に対する復活折衝が行われる段階でも、関係各省庁及び政府与党へ要望活動を実施していました。

しかし、国の予算編成方法が大幅に変更されてきたことに伴い、現在は、予算概算要求策定の段階(7月末)において、市長・議長により関係各省庁及び政党へ要請活動を行っています。

また、活動方法については、平成18年度以降、「要望」型から「提案」型に変更しています。

1月16日

**原局局長会議に提案項目案の選定を依頼**

- ・窓口・財政担当局長、指定都市市長会事務局長名で、市長・議長提案にふさわしい提案項目の選定を依頼

3月5日

**アンケートの実施**

- ・提案項目の選定に関する照会を実施

4月2日

**窓口・財政担当課長、東京事務所次長・副所長合同会議**

- ・国の施策及び予算に関する提案項目の選定及び要請活動の進め方(案)について協議

4月13日

**原局局長会議に提案項目の文案作成を依頼**

- ・窓口・財政担当局長、指定都市市長会事務局長名で、市長・議長提案にふさわしい提案項目の原稿作成を依頼

**原局局長会議**

- ① 原局としての提案書案を作成
- ② 各項目を説明する簡潔な参考資料作成

5月11日

**財政担当課長会議**

- ・税財政関係の文案についての協議

5月28日

**財政担当局長会議**

- ・税財政関係の文案についての協議

6月5日

**窓口・財政担当課長、東京事務所次長・副所長合同会議**

- ① 提案項目に係る参考資料等を基に、提案書案について協議
- ② 要請活動の進め方について協議

6月9日

**大都市制度・行財政改革特別委員会**

6月中旬

**窓口・財政担当局長合同会議**

- ・提案書及び要請活動の進め方について決定する(原局局長会議提案事項の変更・修正等についても最終決定を行う)。

7月上旬

**各市での意思決定**

- ・市長及び議長決裁による意思決定を行う。

7月下旬～8月上旬

**市長・議長による要請活動**

- ・各指定都市で分担して要請する。
- ・要請先：関係省庁の大臣、副大臣、政務官及び事務次官(局長級以下への要請者は各市の判断による)、各政党の役職者

8月下旬

**市長による要望陳述**

- ・政党の政務調査会等の会議において会長等が陳述する。



# 令和8年度 国の施策及び予算に関する調

指 定 都 市

## 目 次

1 地方交付税の必要額の確保	1
2 物価高への対応に要する財政措置等	2
3 多様な大都市制度の早期実現	3
4 こども・子育て支援の充実	4
5 インフラ施設の老朽化対策及び防災・減災対策による国土強靱化の推進	5
6 持続可能な学校体制づくり	6
7 脱炭素社会の実現	7
8 義務教育施設等の整備促進	8
9 基幹業務システムの統一・標準化の課題の解決	9
10 下水道事業における国土強靱化のための財源の確保	10
11 地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大	11

# 1 地方交付税の必要額の確保

[指定都市財政担当局長会議(福岡市)]

令和8年度提案	結果の概要
<p>大都市特有の財政需要に加えて、防災・減災、国土強靱化のほか、こども・子育て政策の強化、人件費の増加、物価や賃金の上昇の影響を受けるものなど様々な財政需要を抱えていることから、今後も臨時財政対策債に頼ることなく、法定率の引上げなどにより、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な地方交付税総額を確保すること。</p> <p><b>【要請の背景】</b> 地方交付税は地方の固有財源であり、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつ。 指定都市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる都市インフラの整備など、大都市特有の財政需要に加えて、激甚化・頻発化する自然災害への対応やインフラ老朽化対策等の防災・減災、国土強靱化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、団塊の世代が後期高齢者となることに伴う医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組等に係る様々な財政需要を抱えているものの、財政措置は十分ではない。 また、令和7年度地方財政計画において、自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食等の行政サービス、施設管理の委託料の増加への対応として1,000億円、令和7年度の地方公務員の給与改定の備えとして2,000億円が一般行政経費(単独)に計上されたが、物価高の状況によっては、様々な行政経費の更なる増大が懸念されるところである。さらに、人件費については、教職調整額の見直しを含め、引き続き対応が求められることが想定される。 なお、臨時財政対策債については、これまで指定都市へ相対的に多く配分されてきており、市債残高削減の支障となっている。令和7年度において、平成13年度の制度開始以来、初めて新規発行額がゼロとなったものの、制度の廃止には至っていない。</p>	<p><b>【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】</b></p> <p><b>【要請が反映された項目・内容】※一部反映された項目・内容も記載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方交付税必要額の確保 社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和7年度を上回る額が確保された。 (令和8年度地方財政対策) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方財政計画の規模 102兆4,400億円(前年度比+5兆3,700億円、+5.5%程度)</li> <li>・ 一般財源総額 71兆9,878億円(前年度比+4兆4,464億円、+6.6%)</li> <li>・ 一般財源総額(水準超経費を除く交付団体ベース) 67兆5,078億円(前年度比+3兆7,364億円、+5.9%)</li> <li>・ 地方交付税の総額 20兆1,848億円(前年度比+1兆2,274億円、+6.5%) (内訳)・国税4税の法定率分 21兆106億円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般会計における加算措置 154億円</li> <li>・ 国税減額補正精算等 ▲2,639億円</li> <li>・ 交付税特会債務承継額と同額の減額 ▲7,000億円</li> <li>・ 特別会計分 1,226億円</li> </ul> </li> <li>・ 臨時財政対策債 0円(前年度同額)</li> </ul> </li> <li>○ 臨時財政対策債の廃止 ・ 地方財政の健全化に取り組み、前年度に引き続き新規発行額ゼロとし、「臨時財政対策債償還基金費(改称)」(0.8兆円)が創設された。</li> <li>○ 物価高・官公需の価格転嫁への対応 ・ 物価高を反映し、地方団体の委託料、維持補修費、投資的経費等について0.6兆円が増額計上された。</li> <li>○ いわゆる教育無償化への対応 ・ いわゆる教育無償化に係る地方負担(0.4兆円)が計上された。 ・ 公立高校における人材育成の取組を推進するため、「高等学校教育改革推進事業費(仮称)」(0.1兆円)が計上され、「高等学校教育改革等推進事業債(仮称)」が創設された。</li> <li>○ 防災・減災対策の推進 ・ 「緊急防災・減災事業費」、「緊急自然災害防止対策事業費」の対象事業を拡充し、事業期間が12年度まで延長された。</li> <li>○ 公営企業の経営基盤の強化 ・ インフラ老朽化に対応するため、上下水道事業に係る地方財政措置が拡充された。 ・ 地域医療提供体制を確保するため、病院事業に係る地方財政措置が拡充された。</li> </ul> <p><b>【要請が反映されなかった項目・内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方交付税の法定率引上げ 総務省から概算要求時に継続して事項要求されたが、実現されなかった。</li> </ul>

## 2 物価高への対応に要する財政措置等

[指定都市財政担当局長会議(福岡市)]

令和8年度提案	結果の概要
<p>長期化する物価高により厳しい状況にある市民生活・地域経済への対応として、エネルギー価格上昇への対策なども含め、国の責任において万全を期すとともに、国庫補助負担金の算定基礎において時機を逃さず適切に物価上昇分を反映すること。</p> <p>また、地方向け交付金を措置する場合は、財政力にかかわらず必要額を措置すること。</p> <p><b>【要請の背景】</b></p> <p>国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品価格等の上昇が続き、全国における令和6年度の消費者物価指数(総合指数の平均/令和2年基準)は109.5で、令和3年度に比べ9.5%上昇しており、実質賃金が安定的にプラス水準に到達したとはいえない中、市民生活・地域経済への深刻な影響が長期化している。</p> <p>こうした状況の中、保育所運営費をはじめ、物価高の影響を受ける国庫補助負担金の算定基礎において、物価の上昇分が十分に反映されていないものと考えられ、これまで、地方向け交付金を活用し、この保育所運営や給食費の増高分に対する支援など、地域の実情に応じて対応してきた。</p> <p>今後も物価高の影響が継続することが懸念されるため、国の責任において、電気・ガス料金等エネルギー価格の上昇などの対策も含め、万全を期すとともに、国庫補助負担金の算定基礎において時機を逃さず適切に物価上昇分を反映させるほか、地方向け交付金の措置を行う場合は、財政力によって調整を行わず必要額を措置することが求められる。</p>	<p><b>【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】</b></p> <p><b>【要請が反映された項目・内容】※一部反映された項目・内容も記載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ エネルギー価格上昇への対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>電気・ガス料金負担軽減支援事業【令和7年度補正予算:5,296億円】</li> <li>物価高により厳しい状況にある生活者を支援するため、寒さの厳しい冬への対策として1月から3月の電気・ガス代を支援するもの。</li> </ul> </li> <li>○ ガソリン・軽油の当分の間税率の廃止【減税:約1兆5,000億円】 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度地方財政対策においては、軽油引取税、地方揮発油譲与税の当分の間税率廃止に伴う減収について、地方特例交付金により補填された。</li> <li>・ 軽油引取税減収補填特例交付金(仮称) 4,297億円</li> <li>・ 地方揮発油譲与税減収補填特例交付金(仮称) 296億円</li> </ul> </li> </ul>
	<p><b>【要請が反映されなかった項目・内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国庫補助負担金の基礎算定における適切な物価上昇分の反映 <ul style="list-style-type: none"> <li>国庫補助負担金の基礎算定における物価上昇分の反映にかかる措置については、現時点では示されておらず、また制度毎に全てを検証することは不可能であるが、昨年度に引き続き、総務省から各府省への申入れにおいて、「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」の取組をはじめとして、資材価格の高騰や賃金上昇等を踏まえた補助単価及び補助上限額の見直し等の必要な措置を講じられたいこととの申入れがなされている。</li> </ul> </li> <li>○ 財政力にかかわらない地方向け交付金の措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、令和7年度補正予算において重点支援地方交付金【2兆円(うち推奨事業メニュー分:2兆円(前回比+1兆4,000億円))】が計上されたが、前回同様、その算定にあたっては、財政力による調整が行われており、改善されなかった。</li> </ul> </li> </ul>

### 3 多様な大都市制度の早期実現

[調査担当市(神戸市)]

令和8年度提案	結果の概要
<p>国家戦略として多極分散型社会の実現を目指し、次期地方制度調査会に特別市の法制化を含めた大都市制度の調査審議を諮問し、国・道府県・大都市の役割分担を含めた地方自治制度のあり方について議論を進め、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現すること。</p> <p><b>【要請の背景】</b> 急速に人口減少等が進む時代の危機を乗り越え、我が国がさらなる成長を実現するためには、大都市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用し、地域や圏域の状況に応じ、大都市が中心となって圏域全体の活性化を促す必要がある。 また、今後も地方自治体が行政サービスを安定的に提供し続けるためには、これまでの発想を転換し、長年にわたる画一的な都道府県と市町村による二層制からの脱却等、効率的かつ効果的な地方行政体制を確立しなければならない。</p> <p>指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域や圏域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を有している。各指定都市がその役割を最大限に果たすためには、道府県からの事務・権限・税財源の移譲を積極的に進めることはもとより、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、指定都市制度、特別区設置制度以外の新たな大都市制度である特別市を早期に法制化することが必要である。</p> <p>については、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指し、総務省に設置された「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」における特別市をはじめとする大都市制度等の議論を次期地方制度調査会の調査審議に繋げ、特別市の法制化に向けた議論を加速させることにより、多様な大都市制度を早期に実現すべきである。</p>	<p><b>【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】</b></p> <p><b>（要請が反映された項目・内容）※一部反映された項目・内容も記載</b></p> <p>令和8年1月19日、第34次地方制度調査会の第1回総会が開かれ、総理大臣から「人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める」ことについて諮問が行われた。</p> <p><b>（要請が反映されなかった項目・内容）</b></p> <p>—</p>

## 4 こども・子育て支援の充実

[大都市民生主管局長会議(千葉市)]

令和8年度提案	結果の概要																														
<p>(1)「こども未来戦略」に掲げる施策の継続に当たっては、地方自治体に新たな財政負担や人的負担がないよう、国において恒久的な財源を確保すること。</p> <p>(2)こども医療費等に係る助成、保育所等の利用者負担額の軽減策等の地方自治体独自施策について、国による統一的な制度の創設や支援の拡充等に取り組むこと。また、保育所等の職員の処遇改善や人材確保のための財政措置を図るほか、地域区分の適切な設定を含めた公定価格の引上げ、施設整備補助に係る事業費の確保や補助率の嵩上げ、医療的ケア児等の受入促進及び対応に係る財政措置の更なる拡充等を図るとともに、放課後児童支援員の処遇改善、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営の推進に係る財政措置の拡充等を図ること。</p> <p>(3)乳児等通園支援事業の給付化に当たっては、事業者の採算性確保に必要な財政措置や保育人材の確保策を講ずるとともに、各地方自治体の実情に沿った柔軟な運用が可能な制度とすること。</p>	<p>【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】 (単位:百万円、%)</p>																														
<p><b>【要請の背景】</b></p> <p>(1)「こども未来戦略」の加速化プランに掲げられた各施策を持続的・安定的に推進するためには、指定都市の意見を十分に踏まえ、国において恒久的な財源を確保すべきである。</p> <p>(2)地方自治体が独自に実施しているこども医療費やひとり親家庭医療費等への助成について、国は地方自治体と議論した上で、統一的な制度を創設すべきであるほか、保育所・幼稚園等の利用者負担額の軽減や多子世帯の負担軽減について、国が統一的に拡充や再構築を行う必要がある。また、安定的に保育人材が確保できるよう、処遇改善等加算の更なる拡充や、人材確保策に対する財政措置を図る必要がある。さらに、幼児期の教育・保育、子育て支援の充実を図るため、公定価格については、物価高騰の影響の反映や地域区分の適切な設定による引上げを図るほか、施設老朽化に伴う改築などに対する補助事業費の確保や補助率の嵩上げ、医療的ケア児や配慮を要するこどもの受入促進及び対応に係る財政措置の拡充等を行う必要がある。放課後児童クラブ等においても、支援員確保のための処遇改善等に係る財政措置や施設整備補助の補助率の嵩上げを図るほか、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営の推進には、人材及び活動場所の確保とともに、安定的・継続的な実施に必要な財政措置を講ずべきである。</p> <p>(3)令和8年度からの乳児等通園支援事業の給付化に当たり、持続的かつ需要に対応可能な事業とすべく、事業者の採算性確保のための財政措置を講ずるとともに、保育人材が今まで以上に必要となることから、その確保策については、国が主体となって更なる対策を講ずる必要がある。また、利用時間の上限設定などの具体的な実施内容については、各地方自治体の実情に沿った柔軟な運用が可能な制度とすべきである。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>省 庁</th> <th>要 求 事 項</th> <th>区分</th> <th>令和7年度 予算 A</th> <th>令和8年度 概算要求額B</th> <th>前年比 B/A</th> <th>令和8年度 予算案 C</th> <th>前年比 C/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">こども家庭庁</td> <td>若年世代等が希望する将来設計を追求できる社会の構築(の一部)</td> <td>国費</td> <td>1,348,600 (の内数)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,387,700 (の内数)</td> <td>102.9</td> </tr> <tr> <td>多様で質の高い育ちの環境の提供等(の一部)</td> <td>国費</td> <td>1,970,600 (の内数)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2,077,600 (の内数)</td> <td>105.4</td> </tr> </tbody> </table>								省 庁	要 求 事 項	区分	令和7年度 予算 A	令和8年度 概算要求額B	前年比 B/A	令和8年度 予算案 C	前年比 C/A	こども家庭庁	若年世代等が希望する将来設計を追求できる社会の構築(の一部)	国費	1,348,600 (の内数)	-	-	1,387,700 (の内数)	102.9	多様で質の高い育ちの環境の提供等(の一部)	国費	1,970,600 (の内数)	-	-	2,077,600 (の内数)	105.4
省 庁	要 求 事 項	区分	令和7年度 予算 A	令和8年度 概算要求額B	前年比 B/A	令和8年度 予算案 C	前年比 C/A																								
こども家庭庁	若年世代等が希望する将来設計を追求できる社会の構築(の一部)	国費	1,348,600 (の内数)	-	-	1,387,700 (の内数)	102.9																								
	多様で質の高い育ちの環境の提供等(の一部)	国費	1,970,600 (の内数)	-	-	2,077,600 (の内数)	105.4																								
<p><b>【要請が反映された項目・内容】※一部反映された項目・内容も記載</b></p> <p>(2)</p> <p>保育所等の職員の処遇改善・人材確保、保育の受け皿確保に向けた補助率の嵩上げ、医療的ケア児の受入体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の処遇改善について、令和7年人事院勧告に基づき5.3%の改善が図られた。</li> <li>・ 保育所等の人材確保について、保育士資格等取得支援事業における補助基準額の引き上げが行われた。 (代替職員経費:1人1日当たり8,040円→8,440円)</li> <li>・ 医療的ケア児受入のための看護師等の配置について、補助基準額の引き上げが行われた。 (看護師等の配置:5,290千円→5,798千円等)</li> </ul> <p>放課後児童クラブ等の支援員の処遇改善については、人事院勧告等を踏まえた人件費単価の引き上げは示されたが、現段階で具体的な人件費の改善額は示されていない。また、放課後児童支援員のキャリアアップ処遇改善について、経験年数に応じた新たな補助区分が追加された。また、待機児童が発生している市町村等を対象とした施設整備費に係る国庫補助の割合が増加(公立 2/3→5/6、私立 1/2→5/8)し、自治体の負担割合が1/2軽減された。</p> <p>(3)</p> <p>年間で見込まれる人件費の基礎的部分の保障は認められなかったものの、事業者の採算性確保に向けた対応として、公定価格の単価改定が行われた。</p> <p>【基本単価】こども一人1時間当たり 0歳児:1,300円→1,700円 1歳児:1,100円→1,400円 2歳児:900円→1,400円</p>	<p><b>【要請が反映されなかった項目・内容】</b></p> <p>(2)</p> <p>子ども医療費助成に対する国による統一的な制度の創設や支援の拡充は実現されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度まで実施されていた、保育所施設整備の嵩上げが行われなかった。 ※補助率(R7:嵩上げ後 2/3→R8:1/2)</li> </ul> <p>医療的ケア児等の受入促進及び対応に係る財政措置の更なる拡充は実現されていない。</p> <p>(3)</p> <p>こども誰でも通園制度の給付化に伴う人材不足に対する具体的な施策は講じられていない。</p> <p>利用時間の拡大について、国の検討会においても議論されていたが、令和8年度は、引き続き「月10時間」とすることが適当とされ、各自治体の実情に沿った運用は認められなかった。</p>																														

5 インフラ施設の老朽化対策及び防災・減災対策による国土強靱化の推進

[大都市土木協議会(大阪市)]

令和8年度提案	結果の概要																																																								
<p>(1)インフラ施設の予防保全型の維持管理のため、点検及び修繕や改築・更新等に重点的な支援を講ずること。</p> <p>(2)気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震への防災・減災対策に重点的な支援を講ずること。</p> <p><b>【要請の背景】</b></p> <p>(1)道路、河川、上下水道等のインフラ施設の多くは老朽化が進行しており、特に人口や産業が集積する指定都市では、適切な維持管理や更新を行わなければ、国民生活や社会経済活動に重大な影響を与えることが懸念され、事故を未然に防止する観点から、予防保全型の維持管理への早期転換を目指し取り組みなくてはならない。建設資材価格や人件費の上昇により事業費が増大する中、インフラ施設を健全に保全するには、新技術などによるコスト低減手法の開発・導入支援や、新たな事業手法の導入に関する継続的な情報提供、令和8年度までの時限措置となっている「公共施設等適正管理推進事業債」の事業期間の延長、予防保全型の点検・修繕や改築・更新への重点的な支援、さらに令和8年度末が期限となっている低濃度PCBの処理について、その期限延長と処理のための財源措置を行う必要がある。</p> <p>(2)近年、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や大規模地震により、全国各地で甚大な被害が発生している。特に指定都市では、自然災害が発生すると多くの市民の生命・財産が脅かされるとともに、その影響は社会全体にまで及ぶことから、河川整備や貯留機能確保等の流域治水対策やインフラ施設の耐震化、緊急輸送道路等における土砂災害対策や無電柱化等の防災・減災対策に取り組んでいる。こうした取組を引き続き推進していくためには、令和7年度までの時限措置となっている「緊急自然災害防止対策事業債」や「緊急防災・減災事業債」の事業期間の延長及び防災・減災対策のための財源措置を行う必要がある。</p> <p>(1)、(2)の取組をより確実に推進するため、法定計画として策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、国土強靱化の推進に必要な財源の継続的・安定的な確保や技術的支援等、重点的に支援する必要がある。</p>	<p><b>【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】</b> (単位:百万円、%)</p>																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>省庁</th> <th>要求事項</th> <th>区分</th> <th>令和7年度 予算 A</th> <th>令和6年度 補正予算 B</th> <th>合計 C=A+B</th> <th>令和8年度 概算要求額D</th> <th>前年比 D/A</th> <th>令和8年度 予算案 E</th> <th>令和7年度 補正予算 F</th> <th>合計 G=E+F</th> <th>前年比 G/C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国土交通省</td> <td>予算合計</td> <td>国費</td> <td>5,952,762</td> <td>2,247,767</td> <td>8,200,529</td> <td>7,081,195</td> <td>119</td> <td>6,074,879</td> <td>3,055,732</td> <td>9,130,611</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>社会資本整備 総合交付金</td> <td>国費</td> <td>487,410</td> <td>61,159</td> <td>548,569</td> <td>586,153</td> <td>120</td> <td>459,693</td> <td>51,041</td> <td>510,734</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>防災・安全 交付金</td> <td>国費</td> <td>846,955</td> <td>350,593</td> <td>1,197,548</td> <td>1,018,536</td> <td>120</td> <td>852,918</td> <td>384,935</td> <td>1,237,853</td> <td>103</td> </tr> </tbody> </table>			省庁	要求事項	区分	令和7年度 予算 A	令和6年度 補正予算 B	合計 C=A+B	令和8年度 概算要求額D	前年比 D/A	令和8年度 予算案 E	令和7年度 補正予算 F	合計 G=E+F	前年比 G/C	国土交通省	予算合計	国費	5,952,762	2,247,767	8,200,529	7,081,195	119	6,074,879	3,055,732	9,130,611	111	社会資本整備 総合交付金	国費	487,410	61,159	548,569	586,153	120	459,693	51,041	510,734	93	防災・安全 交付金	国費	846,955	350,593	1,197,548	1,018,536	120	852,918	384,935	1,237,853	103									
省庁	要求事項	区分	令和7年度 予算 A	令和6年度 補正予算 B	合計 C=A+B	令和8年度 概算要求額D	前年比 D/A	令和8年度 予算案 E	令和7年度 補正予算 F	合計 G=E+F	前年比 G/C																																														
国土交通省	予算合計	国費	5,952,762	2,247,767	8,200,529	7,081,195	119	6,074,879	3,055,732	9,130,611	111																																														
	社会資本整備 総合交付金	国費	487,410	61,159	548,569	586,153	120	459,693	51,041	510,734	93																																														
	防災・安全 交付金	国費	846,955	350,593	1,197,548	1,018,536	120	852,918	384,935	1,237,853	103																																														
<p><b>(要請が反映された項目・内容)※一部反映された項目・内容も記載</b></p>																																																									
<p>(1)インフラ施設の予防保全型の維持管理のため、点検及び修繕や改築・更新等への重点的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県八潮市の道路陥没事故等を踏まえた上下水道の老朽化対策をはじめ、インフラが持つ機能を将来にわたって適切に発揮できるよう、国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)に基づく取組や、広域的・戦略的なインフラマネジメントの取組など、インフラ老朽化対策等による予防保全型のインフラメンテナンスの実現に向けた取組を推進するとされた。また、激甚化・頻発化する風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する防災・減災対策、予防保全に向けた老朽化対策など、地方公共団体等の取組を集中的に支援するとされた。</li> </ul> <p><b>【主な予算の内訳】</b></p> <p>①「埼玉県八潮市の道路陥没事故等を踏まえたインフラ老朽化対策等による予防保全型のインフラメンテナンスの実現」 :8,673 億円(対前年度比 104%)</p> <p>上記の他、令和7年度補正予算 1,724 億円。合計 10,398 億円(対前年度比 124%)</p> <p>②「地域における総合的な防災・減災対策、老朽化対策等に対する集中的支援」:8,529 億円(対前年度比 101%)</p> <p>上記の他、令和7年度補正予算 3,849 億円。合計 12,379 億円(対前年度比 146%)</p> <p>(2)気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震への防災・減災対策への重点的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動による集中豪雨の増加や火山噴火等により激甚化・頻発化する土砂災害に対して、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を実施し、地域全体の安全性向上を強力に推進するとされた。また、大規模地震に備え、想定される被害特性に合わせた実効性のある対策を総合的に推進するとされた。</li> </ul> <p><b>【主な予算の内訳】</b></p> <p>①「気候変動による水害や土砂災害の激甚化に対抗する「流域治水」の加速化・深化」:6,388 億円(対前年度比 102%)</p> <p>上記の他、令和7年度補正予算 2,580 億円。合計 8,968 億円(対前年度比 143%)</p> <p>②「千島海溝・日本海溝周辺海溝型地震、南海トラフ地震、首都直下地震対策等の推進」:2,512 億円(対前年度比 107%)</p> <p>上記の他、令和7年度補正予算 726 億円。合計 3,238 億円(対前年度比 138%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度地方債計画において、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」が計上された。</li> </ul> <p><b>【令和8年度地方債計画 計画額】</b></p> <p>①緊急自然災害防止対策:4,000 億円(対前年度比 100%) ②緊急防災・減災:5,000 億円(対前年度比 100%)</p> <p>(3)「第1次国土強靱化実施中期計画」を踏まえた防災・減災、国土強靱化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、上下水道施設の戦略的維持管理・更新、気候変動に対応する流域治水の推進、交通ネットワーク・ライフラインの強化などの対策を重点的かつ集中的に実施することとされた。また、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する南海トラフ地震を始めとする巨大地震等から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持・発展させていくため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく着実に進めていくこととされた。</li> </ul>																																																									

## 6 持続可能な学校体制づくり

[指定都市教育委員会協議会(京都市)]

令和8年度提案	結果の概要																								
<p>(1)教職員の働き方改革に資する一層の財政措置を講ずること。                      (2)教職員定数及び加配措置の更なる充実を図ること。                      (3)スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)などの専門職を教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。</p> <p><b>【要請の背景】</b>                      (1)中央教育審議会が令和6年8月に答申した『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)において、学校における働き方改革の更なる加速化や教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実などの方策が必要であると示され、令和7年度から教職調整額や管理職の本給の段階的な引上げ、学級担任への義務教育等教員特別手当の加算等の実施及び令和8年度に向けて「新たな職」の創設に係る方向性の提示がなされたところである。                      しかしながら、教師不足の解消にはこれらの処遇改善を着実に進めるとともに、引き続き実態に即した制度改正を行うことや、学校・教師が担う業務の適正化を推進し、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要である。また、部活動指導員や教員業務支援員、スクールロイヤー等について、配置拡大や補助基準額の引上げなど、教職員の負担軽減・働き方改革の推進に係る取組を各自治体が確実に進められるよう、一層の財政措置を講ずるべきである。                      (2)教職員定数の更なる改善策として、小学校における教科担任制について、恒常的に実施できる体制となるよう、対象教科の拡大や第3学年への拡充を行うべきである。また、特別支援学校や特別支援学級については、よりきめ細かな教育を推進していくよう、学級編制の標準を見直すべきである。さらに、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の拡充のため、新たに理学療法士や医療的ケア看護職員など専門職にかかる定数措置、養護教諭や学校事務職員の全校複数配置、いじめや不登校対応に係る加配定数の拡充などを講ずるべきである。                      (3)不登校児童生徒の支援やいじめへの対応等をより丁寧に行う上では、常勤のSCやSSWなどの専門職は不可欠であるため、教職員定数として算定し国庫負担金の対象として位置付けるべきである。</p>	<p><b>【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】</b> (単位:百万円、%)</p> <table border="1" data-bbox="875 284 2136 472"> <thead> <tr> <th>省 庁</th> <th>要 求 事 項</th> <th>区分</th> <th>令和7年度 予算 A</th> <th>令和8年度 概算要求額B</th> <th>前年比 B/A</th> <th>令和8年度 予算案 C</th> <th>前年比 C/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文部科学省</td> <td>新たな「定数改善計画」の策定 (義務教育費国庫負担金)</td> <td>国費</td> <td>1,621,000</td> <td>1,650,400 ※給与改定反映前</td> <td>101.8</td> <td>1,711,800</td> <td>105.6</td> </tr> <tr> <td>文部科学省</td> <td>補習等のための指導員等派遣事業</td> <td>国費</td> <td>11,600</td> <td>14,000</td> <td>120.7</td> <td>11,500</td> <td>99.1</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【要請が反映された項目・内容】※一部反映された項目・内容も記載</b></p> <p>(1)令和7年度に実現した教職調整額の引上げ等、令和12年度まで続く「教員の処遇改善」関係及び令和8年度に新設される「主務教諭」に係る財政措置は反映された。また、教員特殊業務手当(部活動指導手当)に係る日額単価の引上げ等の更なる改善がみられた一方、校種等による差の解消は盛り込まれず、給料の調整額の見直し(縮減)や部活動の地域展開を踏まえた部活動指導手当に係る算定方法の適正化等による国庫負担の縮減が含まれる等、各自治体における教員の処遇改善の確実な実施への影響が危惧される。教職員の負担軽減・働き方改革の推進に係る部分は、教員業務支援員の配置は拡充されたものの、学習指導員等の配置が縮小するなど事業全体では昨年度とほぼ同程度となった。</p> <p><b>【要請が反映されなかった項目・内容】</b></p> <p>(1)教師不足の解消に向けては、令和7年度から実施している処遇改善に伴う財政措置や、校種等による差の解消や更なる財政措置が必要であるため、継続して要望を行っていく必要がある。                      (2)内容が反映されなかったため、継続して要望を行っていく必要がある。                      (3)既存の補助金事業(補助率1/3)の他に財政支援メニューは設けられなかったため、継続して要望を行っていく必要がある。</p>	省 庁	要 求 事 項	区分	令和7年度 予算 A	令和8年度 概算要求額B	前年比 B/A	令和8年度 予算案 C	前年比 C/A	文部科学省	新たな「定数改善計画」の策定 (義務教育費国庫負担金)	国費	1,621,000	1,650,400 ※給与改定反映前	101.8	1,711,800	105.6	文部科学省	補習等のための指導員等派遣事業	国費	11,600	14,000	120.7	11,500	99.1
省 庁	要 求 事 項	区分	令和7年度 予算 A	令和8年度 概算要求額B	前年比 B/A	令和8年度 予算案 C	前年比 C/A																		
文部科学省	新たな「定数改善計画」の策定 (義務教育費国庫負担金)	国費	1,621,000	1,650,400 ※給与改定反映前	101.8	1,711,800	105.6																		
文部科学省	補習等のための指導員等派遣事業	国費	11,600	14,000	120.7	11,500	99.1																		

## 7 脱炭素社会の実現

[大都市環境保全主管局長会議(相模原市)]

令和8年度提案	結果の概要																
<p>国主導で組織横断的に省庁や所管業務の枠を越えて、脱炭素社会の実現に向けた取組を講じ地方自治体や企業等の取組を推進するため、地球温暖化対策を主目的とする事業以外であっても地球温暖化対策に資する場合は、国が交付する補助金等の補助率の引上げ等のインセンティブを付与するなど、財政支援を拡充するとともに、脱炭素化推進事業債等について、現行の時限措置を延長すること。</p> <p><b>【要請の背景】</b>                  2021年4月、国はカーボンニュートラルと総合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦し続けることを表明した。                  また、2025年に改定された地球温暖化対策計画において、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことが設定され、2026年度以降2030年度までの5年間で関係府省で連携して必要な施策の実行に取り組む実行集中期間として新たに位置付けられたところである。                  国民の約2割が居住し、産業が集積する指定都市は、地域の脱炭素化をけん引し、より一層の再生可能エネルギーや水素など、CO<sub>2</sub>フリーエネルギーの導入拡大や徹底した省エネルギーの推進等のほか、気候変動影響への適応策に関する取組を組織横断的に展開することが求められている。国においては、補助金等の財政支援について、地球温暖化対策に資する事業への補助率の引上げ等のインセンティブの付与や、令和7年度までの時限措置となっている補助金及び脱炭素化推進事業債等の事業期間の延長などにより、各種所管業務の枠を越えた、地方自治体や企業等の地球温暖化対策を強力に後押しすべきである。</p>	<p>【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】 <span style="float: right;">(単位:百万円、%)</span></p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>省 庁</th> <th>要 求 事 項</th> <th>区分</th> <th>令和7年度 予算 A (令和6年度補正含む)</th> <th>令和8年度 概算要求額B</th> <th>前年比 B/A</th> <th>令和8年度 予算案 C (令和7年度補正含む)</th> <th>前年比 C/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境省</td> <td>地域脱炭素の推進のための交付金</td> <td>国費</td> <td>75,021</td> <td>70,118</td> <td>93.5</td> <td>60,518</td> <td>80.7</td> </tr> </tbody> </table>	省 庁	要 求 事 項	区分	令和7年度 予算 A (令和6年度補正含む)	令和8年度 概算要求額B	前年比 B/A	令和8年度 予算案 C (令和7年度補正含む)	前年比 C/A	環境省	地域脱炭素の推進のための交付金	国費	75,021	70,118	93.5	60,518	80.7
	省 庁	要 求 事 項	区分	令和7年度 予算 A (令和6年度補正含む)	令和8年度 概算要求額B	前年比 B/A	令和8年度 予算案 C (令和7年度補正含む)	前年比 C/A									
環境省	地域脱炭素の推進のための交付金	国費	75,021	70,118	93.5	60,518	80.7										
<p>【要請が反映された項目・内容】※一部反映された項目・内容も記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時限措置となっている補助金及び脱炭素化推進事業債等の事業期間の延長                      令和7年度までの時限措置となっている補助金(地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化等)について、事業期間の延長が決定した。                      また、脱炭素化推進事業債等について、令和12年度までの延長が決定した。</li> <li>○ 脱炭素化推進事業債等の対象事業の拡充                      脱炭素化推進事業債等について、公用車における電動車の導入において対象にハイブリッド車が追加される等、事業の対象が拡充された。</li> </ul>																	
<p>【要請が反映されなかった項目・内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域脱炭素推進のための交付金の拡充                      令和7年度予算(令和6年度補正含む。)として約 750 億円計上されたが、令和8年度予算案(令和7年度補正含む。)としては、約 605 億円が計上されており、前年比約 80.7%にとどまった。</li> <li>○ 指定都市が実施する先導的な取組に対する効果的な財政支援の充実・強化                      指定都市の補助率を拡充した財政支援メニューは設けられていない。</li> </ul>																	

## 8 義務教育施設等の整備促進

[指定都市教育委員会協議会(京都市)]

令和8年度提案	結果の概要																								
<p>(1) 学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化、脱炭素化の推進など、安全で良好な教育環境を確保し、計画的な学校施設整備推進のために必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を図り、学校施設環境改善交付金については、年度当初に多数の事業未採択が生じないよう、事業年度の当初予算で十分な財源を確保のうえ、交付決定すること。</p> <p>(2) 老朽化対策としての長寿命化改修、バリアフリー化の推進、照明のLED化、学校施設のZEB化、学校規模の適正化等への対応が可能となるよう、補助要件の緩和や高校への補助拡充、補助単価の引上げなど、制度の充実を図ること。</p> <p>(3) 体育館を含めた学校施設に対し、空調設備整備事業の実施のために必要な財源を確保するとともに、リースを活用した整備に対する補助の創設や、対象工事費上限額の引上げ、緊急防災・減災事業債の延長など、制度の充実を図ること。</p> <p><b>【要請の背景】</b></p> <p>(1) 安全で良好な教育環境を確保するための学校施設整備推進に必要な事業量に見合う財政措置を講じ、事業採択時期の早期化を図るとともに、学校施設環境改善交付金事業について、事業の円滑な執行のため、年度当初に多数の事業未採択が生じないよう、事業年度の当初予算で十分な財源を確保のうえ、交付決定すべきである。</p> <p>また、本省繰越予算で交付する場合は、次年度への繰越し等に柔軟に対応すべきである。</p> <p>(2) 老朽化対策としての改築事業や長寿命化改良事業、バリアフリー化、照明のLED化、学校施設のZEB化、学校規模の適正化等で設備更新等の老朽化対策の単体工事を補助対象とする等の補助要件の緩和や屋外教育環境施設整備の補助時限撤廃、補助単価及び補助率の更なる引上げ等の制度の充実及び高校への補助の拡充を図るべきである。</p> <p>(3) 空調設備整備事業について、教育環境の改善や防災機能強化対策の中長期目標達成に向け、必要財源を継続的に確保し、地域の実情等に応じた柔軟で加速化した対応が可能となるよう、リースを活用した整備に対する補助を創設する等、拡充を図るべきである。また、体育館への空調設置は、断熱工事も必要であり、多額の費用を要することから、地方自治体の財政負担をできるだけ軽減すべきである。</p>	<p><b>【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】</b> <span style="float: right;">(単位:百万円、%)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>省 庁</th> <th>要 求 事 項</th> <th>区 分</th> <th>令和7年度 予算 A</th> <th>令和6年度 補正予算 B</th> <th>小計 C A+B</th> <th>令和8年度 概算要求額 D</th> <th>前年比 D/C</th> <th>令和8年度 予算案 E</th> <th>令和7年度 補正予算案F</th> <th>小計 G E+F</th> <th>前年比 G/C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文部 科学省</td> <td>公立学校施設 の整備</td> <td>国 費</td> <td>69,100</td> <td>207,600</td> <td>276,700</td> <td>206,600</td> <td>74.7</td> <td>67,800</td> <td>255,200</td> <td>323,000</td> <td>116.7</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【要請が反映された項目・内容】※一部反映された項目・内容も記載</b></p> <p>(1) 令和7年度補正予算(2,552 億円)、令和8年度当初予算案(678 億円)を合算した(3,230 億円)と、令和6年度補正予算(2,076 億円)、令和7年度当初予算(691 億円)を合算した額(2,767 億円)を比べると、約 16.7%増の財政措置が講じられた。</p> <p>(2) 物価変動の反映等により、補助単価の引き上げが行われた。 対前年度比+7.7% R7:325,700/㎡ ⇒ R8:350,800/㎡</p> <p>(3) (1)同様。</p> <p><b>【要請が反映されなかった項目・内容】</b></p> <p>(1) 令和7年度の補正予算については、例年以上の措置が成されたが、令和8年度当初予算については、例年以下となっている。また、「事業採択時期の早期化」については実現されていないため、財政措置と併せて引き続き要望していく必要がある。</p> <p>(2) 補助単価は引き上げられたものの、未だ実勢価格とは乖離があるため、補助要件の緩和と併せて、引き続き要望していく。また、屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長について、時限措置の撤廃については示されていないため、引き続き要望していく必要がある。</p> <p>(3) リースを活用した整備に対する補助については示されていないため、引き続き要望していく必要がある。</p>	省 庁	要 求 事 項	区 分	令和7年度 予算 A	令和6年度 補正予算 B	小計 C A+B	令和8年度 概算要求額 D	前年比 D/C	令和8年度 予算案 E	令和7年度 補正予算案F	小計 G E+F	前年比 G/C	文部 科学省	公立学校施設 の整備	国 費	69,100	207,600	276,700	206,600	74.7	67,800	255,200	323,000	116.7
省 庁	要 求 事 項	区 分	令和7年度 予算 A	令和6年度 補正予算 B	小計 C A+B	令和8年度 概算要求額 D	前年比 D/C	令和8年度 予算案 E	令和7年度 補正予算案F	小計 G E+F	前年比 G/C														
文部 科学省	公立学校施設 の整備	国 費	69,100	207,600	276,700	206,600	74.7	67,800	255,200	323,000	116.7														

## 9 基幹業務システムの統一・標準化の課題の解決

[指定都市情報管理事務主管者会議(広島市)]

令和8年度提案	結果の概要																																													
<p>(1)システム標準化の意義に立ち返り、地方自治体の人的・財政的負担の軽減や新たなサービスの迅速な展開に資するものとなるよう、国が改めて主導的な役割を果たすこと。</p> <p>(2)特定移行支援システムを含む全てのシステムの移行完了までの経費及び標準化に伴い一体的に対応が必要となる事業に係る経費全額を国費により措置すること。また、ガバメントクラウド利用料等の運用経費についても、現行のサーバ等の運用経費を上回ることのないよう十分な措置を講ずるとともに、為替相場の影響を受けない仕組みとすること。</p> <p>(3)全ての指定都市が特定移行支援システムを抱えている状況を踏まえ、制度改正等を実施する場合には、特定移行支援システムにも十分配慮すること。</p> <p><b>【要請の背景】</b></p> <p>(1)指定都市では、効率的に住民サービスを提供するため、標準化対象外の事務を含めたシステムを導入していることが珍しくなく、標準準拠システムへの移行により標準化対象外の事務の対応などに多大な人的・財政的負担が生じている。国は、改めて主導的な役割を發揮し、全ての地方自治体がシステム標準化の意義を達成できるよう、十分に支援すべきである。</p> <p>(2)特定移行支援システムを含む全てのシステムが標準準拠システムへ移行完了するまでに必要となる経費はもとより、移行に伴い一体的に再構築が必要となる標準化対象外のシステムに係る経費も標準化対応に必要な経費であるため、全額国費により措置すべきである。また、ガバメントクラウド利用料等の運用経費については、大口割引や長期継続割引の適用等が行われてもなお、現行のサーバ等の運用経費を上回ることや為替リスクが懸念されるため、地方自治体の意見を丁寧に聞きながら、為替相場の影響を受けず、恒常的に運用経費を軽減できる仕組みを導入すべきである。</p> <p>(3)標準準拠システムの利用を前提に制度改正等が実施された場合、特定移行支援システムを抱える地方自治体は対応が困難となり、市民サービスに影響が出る可能性があるため、特定移行支援システムの対応も想定して、十分な改修期間を確保するなど、特定移行支援システムを抱える地方自治体に配慮する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;"><b>【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】</b></p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>省 庁</th> <th>要 求 事 項</th> <th>区分</th> <th>令和7年度 予算 A</th> <th>令和8年度 概算要求額B</th> <th>前年比 B/A</th> <th>令和8年度 予算案 C</th> <th>前年比 C/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">デジタル庁</td> <td>情報システムの整備・運用に関する経費</td> <td style="text-align: center;">国費</td> <td style="text-align: right;">457,280</td> <td style="text-align: right;">592,960 +事項要求</td> <td style="text-align: right;">129.7</td> <td style="text-align: right;">499,040</td> <td style="text-align: right;">109.1</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体情報システム運用最適化支援事業</td> <td style="text-align: center;">国費</td> <td style="text-align: right;">36,600 (R7 補正予算)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド利用推進事業</td> <td style="text-align: center;">国費</td> <td style="text-align: right;">3,170 (R7 補正予算)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">総務省</td> <td>地域DXの推進(自治体情報システムの標準化)</td> <td style="text-align: center;">国費</td> <td style="text-align: right;">210</td> <td style="text-align: right;">310 +事項要求</td> <td style="text-align: right;">147.6</td> <td style="text-align: right;">310</td> <td style="text-align: right;">147.6</td> </tr> <tr> <td>自治体情報システムの標準化の推進</td> <td style="text-align: center;">国費</td> <td style="text-align: right;">55,940 (R7 補正予算)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【要請が反映された項目・内容】※一部反映された項目・内容も記載</b></p> <p>(1)国が主導的な役割を果たすものとして、令和7年度補正予算において、令和7年6月策定の「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づく取組の推進等に関する所要額が措置された。</p> <p>(2)標準準拠システムへの移行経費については、令和7年度補正予算において所要額がデジタル基盤改革支援基金に追加措置された。また、ガバメントクラウド利用料等の運用経費については、令和7年度から普通交付税においてガバメントクラウドへの移行状況に応じた措置が講じられるとともに、令和7年度補正予算において一時的に増加している運用経費の抑制・適正化を含めた運用の最適化を図るための国庫補助事業(地方公共団体情報システム運用最適化支援事業)が創設された。そのほか、運用経費が為替相場の影響を受けない仕組みとして、為替レートを固定する請求方式の検討が進められている。</p> <p><b>【要請が反映されなかった項目・内容】</b></p> <p>(1)標準準拠システムへの移行による標準化対象外の事務の対応などに係る人的・財政的負担は軽減されていない。</p> <p>(2)移行経費について、令和7年度末までの執行に支障のないよう新たな補助上限額等が設定されたが、令和8年度以降の経費を踏まえた額となっておらず、特定移行支援システムを含む全てのシステムが移行完了するまでに必要となる経費全額が補助されるか不明である。また、移行に伴い一体的に再構築が必要となる標準化対象外のシステムに係る経費については、依然として補助対象外とされている。</p> <p>(3)制度改正等について、標準準拠システムの改修を伴う場合に制度所管府省庁が適合基準日を見直すなどの必要な措置を講ずるとされたが、特定移行支援システムの対応が想定されておらず配慮が不足している。</p>	省 庁	要 求 事 項	区分	令和7年度 予算 A	令和8年度 概算要求額B	前年比 B/A	令和8年度 予算案 C	前年比 C/A	デジタル庁	情報システムの整備・運用に関する経費	国費	457,280	592,960 +事項要求	129.7	499,040	109.1	地方公共団体情報システム運用最適化支援事業	国費	36,600 (R7 補正予算)	-	-	-	-	地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド利用推進事業	国費	3,170 (R7 補正予算)	-	-	-	-	総務省	地域DXの推進(自治体情報システムの標準化)	国費	210	310 +事項要求	147.6	310	147.6	自治体情報システムの標準化の推進	国費	55,940 (R7 補正予算)	-	-	-	-
省 庁	要 求 事 項	区分	令和7年度 予算 A	令和8年度 概算要求額B	前年比 B/A	令和8年度 予算案 C	前年比 C/A																																							
デジタル庁	情報システムの整備・運用に関する経費	国費	457,280	592,960 +事項要求	129.7	499,040	109.1																																							
	地方公共団体情報システム運用最適化支援事業	国費	36,600 (R7 補正予算)	-	-	-	-																																							
	地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド利用推進事業	国費	3,170 (R7 補正予算)	-	-	-	-																																							
総務省	地域DXの推進(自治体情報システムの標準化)	国費	210	310 +事項要求	147.6	310	147.6																																							
	自治体情報システムの標準化の推進	国費	55,940 (R7 補正予算)	-	-	-	-																																							

10 下水道事業における国土強靱化のための財源の確保

[大都市下水道会議(千葉市)]

令和8年度提案		結果の概要																																																					
<p>国民の安全で安心な暮らしを守るため、下水道事業における浸水対策、地震対策、老朽化対策などの国土強靱化に係る費用について、資材費や人件費高騰の影響を適切に反映し、国土強靱化を踏まえた下水道事業全体の予算枠の拡大など事業実施に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。</p> <p><b>【要請の背景】</b></p> <p>令和6年7月の梅雨前線停滞に伴う東北地方日本海側を中心とした大雨など、激甚化・頻発化する自然災害により各地で甚大な浸水被害が発生しているほか、令和6年1月の能登半島地震では、下水道施設が被災し、住民生活や社会経済活動に多大な影響が出ている。</p> <p>また、高度成長期以降に集中的に整備した下水道施設の老朽化が各都市において進行しており、令和7年1月に埼玉県八潮市で起きた下水道管破損に起因すると考えられる道路陥没事故では、人命が失われるとともに、約120万人に下水道の使用自粛を呼びかけるなど、大きな被害や混乱が発生した。</p> <p>下水道は、国民の安全・安心な暮らしに欠かすことのできない重要なライフラインであり、特に、人口や経済が集中する指定都市での防災対策や老朽化対策の遅れに起因する事故が発生した際に及ぼす住民生活や社会経済活動への影響は、国全体に波及する恐れがある。</p> <p>このことを踏まえ、下水道事業における浸水対策、地震対策、老朽化対策などの国土強靱化に係る費用について、適切な国費負担が得られない場合、多大なストックを抱える指定都市では、これらの対策が十分に進められないことから、国民の安全・安心な暮らしを守る観点と下水道の公共的役割・社会的影響の大きさに鑑み、国の責務として資材費や人件費高騰の影響を適切に反映し、国土強靱化を踏まえた下水道事業全体の予算枠の拡大など事業実施に必要な財源を安定的・継続的に確保する必要がある。</p>		<p><b>【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】</b> (単位:百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>省庁</th> <th>要求事項</th> <th>区分</th> <th>令和7年度 予算 A</th> <th>令和6年度 補正予算 B</th> <th>合計 C=A+B</th> <th>令和8年度 概算要求額 D</th> <th>前年比 D/A</th> <th>令和8年度 予算案 E</th> <th>令和7年度 補正予算 F</th> <th>合計 G=E+F</th> <th>前年比 G/C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国土交通省</td> <td>社会資本整備 総合交付金</td> <td rowspan="3">国費</td> <td>487,410</td> <td>61,159</td> <td>548,569</td> <td>586,153</td> <td>120</td> <td>459,693</td> <td>51,041</td> <td>510,734</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>防災・安全交付金</td> <td>846,955</td> <td>350,593</td> <td>1,197,548</td> <td>1,018,536</td> <td>120</td> <td>852,918</td> <td>384,935</td> <td>1,237,853</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>個別補助金</td> <td>111,697</td> <td>10,876</td> <td>122,573</td> <td>134,037</td> <td>120</td> <td>132,969</td> <td>19,053</td> <td>152,022</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table> <p>※個別補助金は下水道全体の内数となっている。</p>										省庁	要求事項	区分	令和7年度 予算 A	令和6年度 補正予算 B	合計 C=A+B	令和8年度 概算要求額 D	前年比 D/A	令和8年度 予算案 E	令和7年度 補正予算 F	合計 G=E+F	前年比 G/C	国土交通省	社会資本整備 総合交付金	国費	487,410	61,159	548,569	586,153	120	459,693	51,041	510,734	93	防災・安全交付金	846,955	350,593	1,197,548	1,018,536	120	852,918	384,935	1,237,853	103	個別補助金	111,697	10,876	122,573	134,037	120	132,969	19,053	152,022	124
		省庁	要求事項	区分	令和7年度 予算 A	令和6年度 補正予算 B	合計 C=A+B	令和8年度 概算要求額 D	前年比 D/A	令和8年度 予算案 E	令和7年度 補正予算 F	合計 G=E+F	前年比 G/C																																										
		国土交通省	社会資本整備 総合交付金	国費	487,410	61,159	548,569	586,153	120	459,693	51,041	510,734	93																																										
			防災・安全交付金		846,955	350,593	1,197,548	1,018,536	120	852,918	384,935	1,237,853	103																																										
個別補助金	111,697		10,876		122,573	134,037	120	132,969	19,053	152,022	124																																												
<p><b>【要請が反映された項目・内容】※一部反映された項目・内容も記載</b></p> <p>令和8年度予算の基本方針として、気候変動の影響や激甚化・頻発化する水災害の被害を踏まえ、「第一次国土強靱化実施中期計画」に基づく令和7年度補正予算も一体的に活用し、ハード・ソフト一体となった流域治水の取組を加速化・深化させるとともに、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組を進める「流域総合水管理」を推進。また、上下水道管路の老朽化対策をはじめ、持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現に向けた取組を推進することとされた。</p>																																																							
<p><b>【主な予算の反映状況】</b></p> <p><b>○主要事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>強靱で持続可能な上下水道システム構築の推進:414 億円(対前年比 1.25 倍) 令和7年度補正予算で約 66 億円が計上され、総額 480 億円となった。</li> <li>老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現:2,481 億円(対前年比 1.0 倍) 令和7年度補正予算で重要インフラの老朽化対策として約 1,752 億円が計上され、総額 4,233 億円となった。</li> </ul> <p><b>○新規事項</b></p> <p>埼玉県八潮市の道路陥没事故の教訓を踏まえた上下水道管路の老朽化対策として、下水道関係では下記個別補助事業が新たに創設される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要下水道管路更新事業(個別補助事業)</li> <li>下水道施設リダンダンシー強化事業(個別補助事業)</li> </ul>																																																							

# 11 地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大

[大都市市街地整備主管局長会議(横浜市)]

令和8年度提案	結果の概要																																			
<p>(1)地域公共交通を支えるバス路線の運行維持のために、指定都市内のフィーダー系統にも国の支援が行き渡るよう補助対象を拡大するとともに算定基準の見直しを行うこと。</p> <p>(2)バス運転者確保に向けた取組に関する国の支援を継続、拡大し、自治体等が行う支援に対して特別交付税措置を講ずること。</p> <p>(3)バス事業者の経営改善や業務の省人化に向けた取組に対し財政的支援を講ずるとともに、バス路線運行維持に要する経費に係る特別交付税措置を拡大すること。</p> <p><b>【要請の背景】</b></p> <p>(1)地域公共交通確保維持改善事業費補助金における地域内フィーダー系統補助金(以下、「フィーダー補助」という。)は、原則、補助対象地域間幹線系統に接続する指定都市内のフィーダー系統が補助対象外だが、地域公共交通利便増進実施計画の有無に関わらず、指定都市内系統も補助の対象とすべきである。また、指定都市においては、補助上限額は交通不便地域の人口を基に算定され、補助対象となるカバー圏域と乖離があることから、他の市町村と同様、実際に活用される圏域に応じた対象人口に基づく算定への是正を求める。さらに、フィーダー補助の補助対象経常費用の算定で用いられる、「地域区分ごとに設定される標準経常費用」はバス事業者の実際の経常費用に比べ著しく安価で実際の経費と乖離があることから、標準経常費用を見直すべきである。</p> <p>(2)指定都市のバス事業者は国の補助制度を活用しながらバス運転者の待遇改善や新規採用にこれまで以上に重点的に取り組んでいるが、今後一層、運転者不足による減便・路線廃止が想定されている。については、バス事業者が実施する運転者確保に向けた取組に関する国の支援を継続・拡充することに加え、自治体等が実施する運転者確保に向けた取組に係る経費を特別交付税の算定項目に含めるべきである。</p> <p>(3)バス事業者の経営状況は厳しく、経営改善や業務の省人化に資するICTや交通DXの活用、また自動運転バスをはじめとした先端技術を導入することに対する財政的支援を一層講ずる必要がある。加えてバス路線の運行維持に要する経費に係る特別交付税は、財政力指数により交付額が一定の率で控除されることから、指定都市の財政負担が大きい。そこで、控除の廃止を求めるとともに、措置率及び措置対象の拡大を行うべきである。</p>	<p><b>【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】</b> (単位:百万円、%)</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>省庁</th> <th>要求事項</th> <th>区分</th> <th>令和7年度 予算 A</th> <th>令和6年度 補正予算 B</th> <th>合計 C=A+B</th> <th>令和8年度 概算要求額 D</th> <th>前年比 D/A</th> <th>令和8年度 予算案 E</th> <th>令和7年度 補正予算案 F</th> <th>合計 G=E+F</th> <th>前年比 G/C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリデザインの全面展開</td> <td>国費</td> <td>20,905</td> <td>32,600</td> <td>53,505</td> <td>26,905</td> <td>129</td> <td>20,560</td> <td>35,204</td> <td>55,764</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>交通省</td> <td>自動車運送業における人手不足対策支援について</td> <td>国費</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,566 (新設)</td> <td>5,566</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	省庁	要求事項	区分	令和7年度 予算 A	令和6年度 補正予算 B	合計 C=A+B	令和8年度 概算要求額 D	前年比 D/A	令和8年度 予算案 E	令和7年度 補正予算案 F	合計 G=E+F	前年比 G/C	国	「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリデザインの全面展開	国費	20,905	32,600	53,505	26,905	129	20,560	35,204	55,764	104	交通省	自動車運送業における人手不足対策支援について	国費	-	-	-	-	-	-	5,566 (新設)	5,566	-
省庁	要求事項	区分	令和7年度 予算 A	令和6年度 補正予算 B	合計 C=A+B	令和8年度 概算要求額 D	前年比 D/A	令和8年度 予算案 E	令和7年度 補正予算案 F	合計 G=E+F	前年比 G/C																									
国	「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリデザインの全面展開	国費	20,905	32,600	53,505	26,905	129	20,560	35,204	55,764	104																									
交通省	自動車運送業における人手不足対策支援について	国費	-	-	-	-	-	-	5,566 (新設)	5,566	-																									
<p>(1)地域公共交通確保維持改善事業費補助金における地域内フィーダー系統補助金(以下、「フィーダー補助」という。)は、原則、補助対象地域間幹線系統に接続する指定都市内のフィーダー系統が補助対象外だが、地域公共交通利便増進実施計画の有無に関わらず、指定都市内系統も補助の対象とすべきである。また、指定都市においては、補助上限額は交通不便地域の人口を基に算定され、補助対象となるカバー圏域と乖離があることから、他の市町村と同様、実際に活用される圏域に応じた対象人口に基づく算定への是正を求める。さらに、フィーダー補助の補助対象経常費用の算定で用いられる、「地域区分ごとに設定される標準経常費用」はバス事業者の実際の経常費用に比べ著しく安価で実際の経費と乖離があることから、標準経常費用を見直すべきである。</p> <p>(2)指定都市のバス事業者は国の補助制度を活用しながらバス運転者の待遇改善や新規採用にこれまで以上に重点的に取り組んでいるが、今後一層、運転者不足による減便・路線廃止が想定されている。については、バス事業者が実施する運転者確保に向けた取組に関する国の支援を継続・拡充することに加え、自治体等が実施する運転者確保に向けた取組に係る経費を特別交付税の算定項目に含めるべきである。</p> <p>(3)バス事業者の経営状況は厳しく、経営改善や業務の省人化に資するICTや交通DXの活用、また自動運転バスをはじめとした先端技術を導入することに対する財政的支援を一層講ずる必要がある。加えてバス路線の運行維持に要する経費に係る特別交付税は、財政力指数により交付額が一定の率で控除されることから、指定都市の財政負担が大きい。そこで、控除の廃止を求めるとともに、措置率及び措置対象の拡大を行うべきである。</p>	<p><b>【要請が反映された項目・内容】※一部反映された項目・内容も記載</b></p> <p>(1)「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリデザインの全面展開に係る予算は、令和7年度補正予算(35,204百万円)及び令和8年度予算案(20,560百万円)を合算した額(55,764百万円)と、令和6年度補正予算(32,600百万円)及び令和7年度予算(20,905百万円)を合算した額(53,505百万円)を比べると、約5%増の財政措置が講じられた。 また、令和7年10月に通知された、令和7年度における地域区分ごとに設定される標準経常費用は、21区分のうち20区分が引き上げとなった。</p> <p>(2)自動車運送業における人手不足対策支援に係る予算として、令和7年度補正予算で新規に5,566百万円の財政措置が講じられた。</p> <p>(3)バス事業者の経営改善や業務の省人化に向けた取組に対して、(1)と同一の予算内において、継続して予算が計上された。</p>																																			
<p>(1)地域公共交通確保維持改善事業費補助金における地域内フィーダー系統補助金(以下、「フィーダー補助」という。)は、原則、補助対象地域間幹線系統に接続する指定都市内のフィーダー系統が補助対象外だが、地域公共交通利便増進実施計画の有無に関わらず、指定都市内系統も補助の対象とすべきである。また、指定都市においては、補助上限額は交通不便地域の人口を基に算定され、補助対象となるカバー圏域と乖離があることから、他の市町村と同様、実際に活用される圏域に応じた対象人口に基づく算定への是正を求める。さらに、フィーダー補助の補助対象経常費用の算定で用いられる、「地域区分ごとに設定される標準経常費用」はバス事業者の実際の経常費用に比べ著しく安価で実際の経費と乖離があることから、標準経常費用を見直すべきである。</p> <p>(2)指定都市のバス事業者は国の補助制度を活用しながらバス運転者の待遇改善や新規採用にこれまで以上に重点的に取り組んでいるが、今後一層、運転者不足による減便・路線廃止が想定されている。については、バス事業者が実施する運転者確保に向けた取組に関する国の支援を継続・拡充することに加え、自治体等が実施する運転者確保に向けた取組に係る経費を特別交付税の算定項目に含めるべきである。</p> <p>(3)バス事業者の経営状況は厳しく、経営改善や業務の省人化に資するICTや交通DXの活用、また自動運転バスをはじめとした先端技術を導入することに対する財政的支援を一層講ずる必要がある。加えてバス路線の運行維持に要する経費に係る特別交付税は、財政力指数により交付額が一定の率で控除されることから、指定都市の財政負担が大きい。そこで、控除の廃止を求めるとともに、措置率及び措置対象の拡大を行うべきである。</p>	<p><b>【要請が反映されなかった項目・内容】</b></p> <p>(1)フィーダー系統補助の対象の見直しは、現段階では具体的な改善及び措置は示されていないため、継続して要望を行っていく必要がある。</p> <p>(2)特別交付税の算定項目に自治体等が実施する運転者確保に向けた取組に係る経費を含めることについては、現段階では具体的な改善及び措置は示されていないため、継続して要望を行っていく必要がある。</p> <p>(3)特別交付税の財政力指数による控除の廃止や措置率及び措置対象の拡大については、現段階では具体的な改善及び措置は示されていないため、継続して要望を行っていく必要がある。</p>																																			



令和 8 年 6 月 9 日

大都市制度・行財政改革特別委員会委員各位

企画調整部企画課  
大都市制度・広域行政担当課長

## 国の施策及び予算に関する提案について(依頼)

指定都市においては、翌年度の国家予算に関して、特に重要な事項について「国の施策及び予算に関する提案」(以下「白本」という。)を市長、議長の連名により作成し、要請活動を実施しています。

例年、各原局局長会議において議論された項目の中から、白本に掲載すべきものを選定し、提案しています。

つきましては、令和10年度以降の白本提案事項の選定に向け、各原局局長会議において議論すべき項目について、大都市制度・行財政改革特別委員会委員の皆様のご意見がありましたら、下記のとおりご連絡くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 議論すべき項目

以下の視点からご検討ください。

- 国家予算編成に当たり、真に必要な喫緊の課題に係る事項であること。
- 昨今の社会情勢などを勘案した内容であること。
- 市長・議長の提案としてふさわしい項目であること。
- 真に必要な制度の創設・改善に係る課題であり、指定都市として要請すべき提案であること。
- 指定都市に共通する課題、又は大都市特有の行財政課題に係る事項であること。
- 単なる補助制度の拡充強化を求めるものでないこと。

#### 2 連絡方法

議論すべき項目が生じた場合は、随時、企画課大都市制度・広域行政担当(電話457-2086)宛てご連絡ください。様式は問いません。

